資料編

資料編目次

○都市計画用途地域指定状況 ----------1
○道路整備状況 ----------1
○地震被害想定 ----------2
○水害の履歴 ----------11
○水害被害想定 ----------16
○原子力被害想定 ----------22
○気象警報等の種別 ----------24
○水防に関する予報・警報等 ----------28
○通信設備の概要 ----------33
○備蓄品・防災資器材一覧 ----------35
○消防組織等 ----------40
○危険物施設一覧 ----------42
○災害危険地域一覧 ----------43
○避難のための立退計画一覧表 ----------45
○指定緊急避難場所・指定避難所一覧 ----------46
○米穀小売業者一覧 ----------51
○安八町指定水道工事業者一覧 ----------52
○安八町医療機関一覧 ----------53
○安八町医療機関類似施設一覧 ----------54
○安八町獣医療機関一覧 ----------55
○要配慮者利用施設一覧 ----------56
○災害時における医療救護活動に必要な医薬品等の供給に関する手引き -57
○防災関係機関の連絡先一覧 ----------59
○岐阜県災害救助法施行細則（別表第１） ----------61
○安八町防災会議条例 ----------68
○安八町水防協議会条例 ----------70
○安八町災害対策本部条例 ----------72
○自衛防災隊設置規約 ----------73
○安八町災害時応援協定一覧 ----------75

○都市計画用途地域指定状況

都　市　計　画　区　域	1,816 ha (100　%)
市　街　化　区　域	297.0 ha (16.4%)
第一種低層住居専用地域	21.0 ha (　1.2%)
第二種低層住居専用地域	4.0 ha (　0.2%)
第一種中高層住居専用地域	18.0 ha (　1.0%)
第二種中高層住居専用地域	31.0 ha (　1.7%)
第　一　種　住　居　地　域	54.0 ha (　3.0%)
第　二　種　住　居　地　域	43.0 ha (　2.4%)
近　隣　商　業　地　域	11.0 ha (　0.6%)
準　工　業　地　域	33.0 ha (　1.8%)
工　業　地　域	11.0 ha (　0.6%)
工　業　専　用　地　域	71.0 ha (　3.9%)
市　街　化　調　整　区　域	1,519.0 ha (83.6%)

○道路整備状況

(1) 国道・県道の現況　　平成 29 年 4 月 1 日現在

	一般国道 21 号	(主) 岐阜垂井線	(主) 大垣一宮線	(主) 北方多度線	一般県道 安八・海津線	一般県道 安八・平田線	一般県道 大垣・江南線	岐阜千本松原公園自動車道線	一般県道 西結・美江寺線
延　長 (m)	356	2,042	2,395	4,897	5,975	5,012	3,287	5,293	881
改良済 (m)	356	2,042	2,395	4,897	5,975	5,012	1,024	5,293	881
未改良 (m)	－	－	－	－	－	－	2,263	－	－
改良率 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	31.2	100.0	100.0

(2) 町道の現況　　平成 29 年 4 月 1 日現在

路線数	実延長 (m)	面　積 (㎡)	幅員別延長(m)			舗装延長 (m)	改良延長 (m)
			～ 1.5m(%)	1.5～6.5 (%)	6.5m～ (%)	舗装率 (%)	改良率 (%)
1,316	310,564	1,621,381	1,479.0	259,870.6	49,214.4	246,147	178,452
						79.3	57.5
－	－	－	0.5	83.7	15.8	－	－

○地震被害想定

○調査内容

岐阜県が平成 23 年から 25 年に南海トラフ巨大地震等による建物被害や人的被害等の被害量を算定した調査結果を次に示す。

【対象地震】

ア　南海トラフ巨大地震（M9.0）

イ　養老－桑名－四日市断層帯（M7.7）

ウ　阿寺断層系による地震（M7.9）

エ　跡津川断層による地震（M7.8）

オ　高山・大原断層帯による地震（M7.6）

○前提条件

250m メッシュで、県内のボーリングデータ等から整理された 48 の地盤モデルで分類。

○地震発生時間

ア　冬早朝（午前 5 時）：多くの人が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する可能性が高い。

イ　冬夕方（午後 6 時）：住宅などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。オフィスや繁華街周辺および駅に通勤・通学等による滞留者が多数存在。

ウ　夏昼 （午前 12 時）：オフィスや繁華街などに多数の滞留者があり、自宅以外で被災する場合が多い。

南海トラフ巨大地震

(1) 概要

ア　内閣府と同じ紀伊半島沖を震源とした基本ケースで、岐阜県全域が震度５強以上の揺れに見舞われ、岐阜県南部を中心に震度６弱が予想される。

イ　地震動の継続時間が長いことから、液状化判定の対象となる緩い地盤のほとんどの範囲において液状化が発生する可能性があると予測される。

ウ　県南部を中心に、県全域で大きな被害が予想される。

(2) 主な被害想定結果

ア　最大震度：6 弱

イ　建物全壊棟数（冬朝 5 時・冬夕方 18 時・夏昼 12 時共通）

35,000 棟　［内　安八町 440 棟］

ウ　死者数(冬朝 5 時)

470 人　［内　安八町－人］（※ －は数値がわずかであることを示す）

養老－桑名－四日市断層帯地震

(1) 概要

ア　この断層帯は、断層の西側が東側に乗り上げる逆断層であり、断層面が傾斜している。濃尾平野の軟弱な地盤直下で揺れるため、揺れが増幅される範囲が広くなる。

イ　断層に近い西濃地域に震度７が予測され、岐阜圏域や中濃圏域の一部に震度６強以上の揺れが予想される。

ウ　断層に近い西濃、岐阜圏域で、衝撃的な揺れにより液状化が発生する可能性が高い。

エ　西濃地域を中心に、大きな被害が予想される。

(2) 主な被害想定結果

ア　最大震度：6 強

イ　建物全壊棟数（冬朝 5 時・冬夕方 18 時・夏昼 12 時共通）

68,000 棟　［内　安八町 1,000 棟］

ウ　死者数（冬朝 5 時）

3,100 人　［内　安八町 40 人］

阿寺断層系地震

(1) 概要

ア　飛騨圏域で最大震度７が予想され、東濃、中濃圏域にかけて震度６弱以上の揺れが予想される。

イ　断層近傍の緩い地盤で、液状化の可能性が高い。

ウ　飛騨圏域、東濃、中濃圏域中心に被害が予想される。

(2) 主な被害想定結果

ア　最大震度：5 強

イ　建物全壊棟数（冬朝 5 時・冬夕方 18 時・夏昼 12 時共通）

16,000 棟　［内　安八町 30 棟］

ウ　死者数（冬朝 5 時）

900 人　［内　安八町－人］（※ －は数値がわずかであることを示す）

跡津川断層地震

(1) 概要

ア　飛騨圏域で最大震度７が予想され、中濃圏域と岐阜圏域の一部に震度６弱以上の揺れが予想される。

イ　飛騨圏域で液状化が発生する可能性が高い。

ウ　飛騨圏域を中心に、被害が予想される。

(2) 主な被害想定結果

ア　最大震度：5 強

イ　建物全壊棟数（冬朝 5 時・冬夕方 18 時・夏昼 12 時共通）

20,000 棟 ［内　安八町 60 棟］

ウ　死者数（冬朝 5 時）

980 人 ［内　安八町－人］（※ －は数値がわずかであることを示す）

高山・大原断層帯地震

(1) 概要

ア　飛騨・中濃圏域最大震度７が予測され、震度６弱以上の揺れもこの圏域に集中している。

イ　飛騨圏域で液状化が発生する可能性が高い。

ウ　飛騨・中濃圏域を中心に被害が予想される。

(2) 主な被害想定結果

ア　最大震度：5 強

イ　建物全壊棟数（冬朝 5 時・冬夕方 18 時・夏昼 12 時共通）

17,000 棟 ［内　安八町 50 棟］

ウ　死者数（冬朝 5 時）

870 人 ［内　安八町－人］（※ －は数値がわずかであることを示す）

出典：東海・東南海・南海地震等被害想定調査結果について（平成 25 年 2 月）

○液状化の危険度

次に本町における液状化の危険度を示す。

南海トラフ巨大地震による液状化の危険度

液状化危険度分布図
（南海トラフ巨大地震）

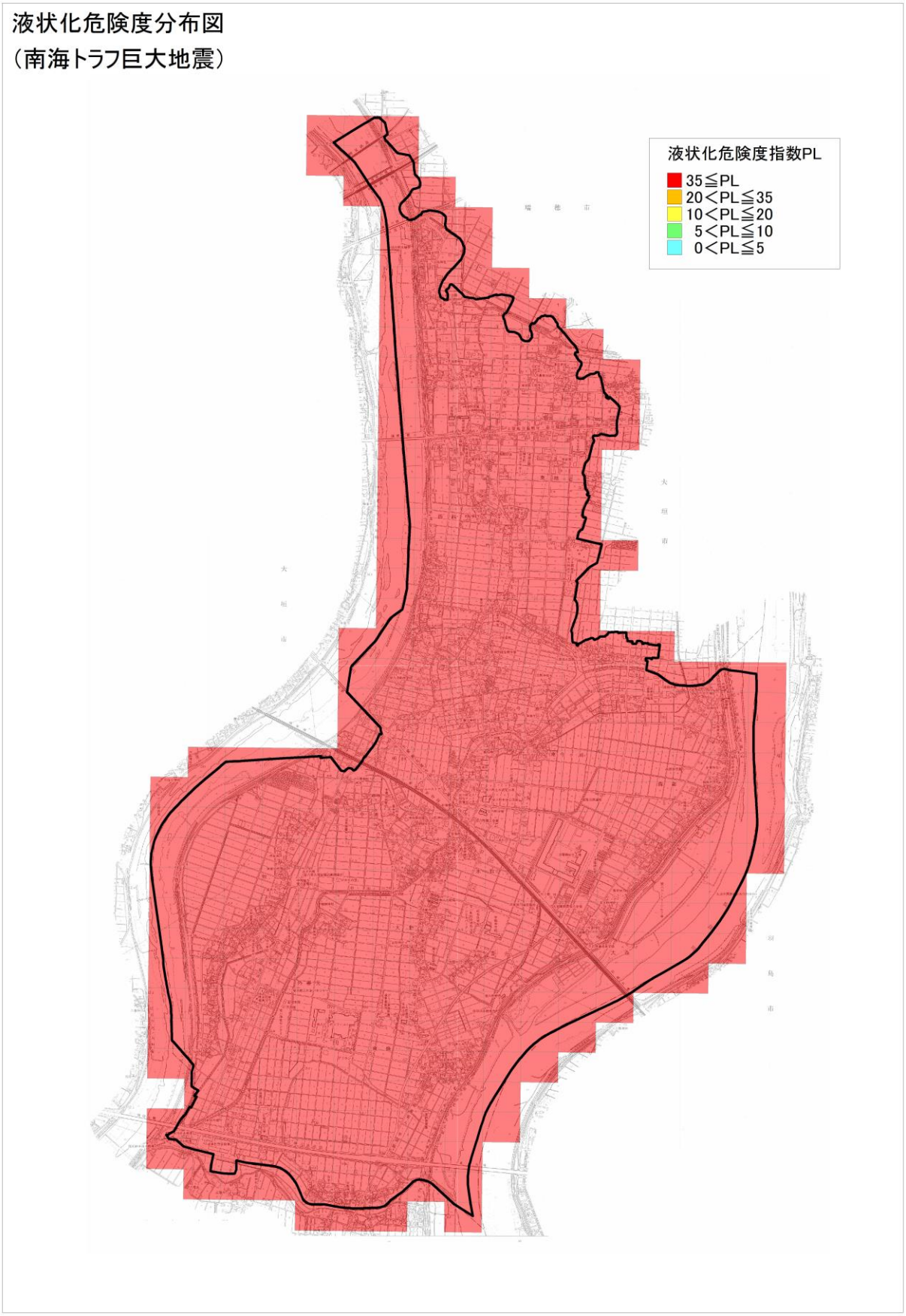

養老－桑名－四日市断層帯地震による液状化の危険度

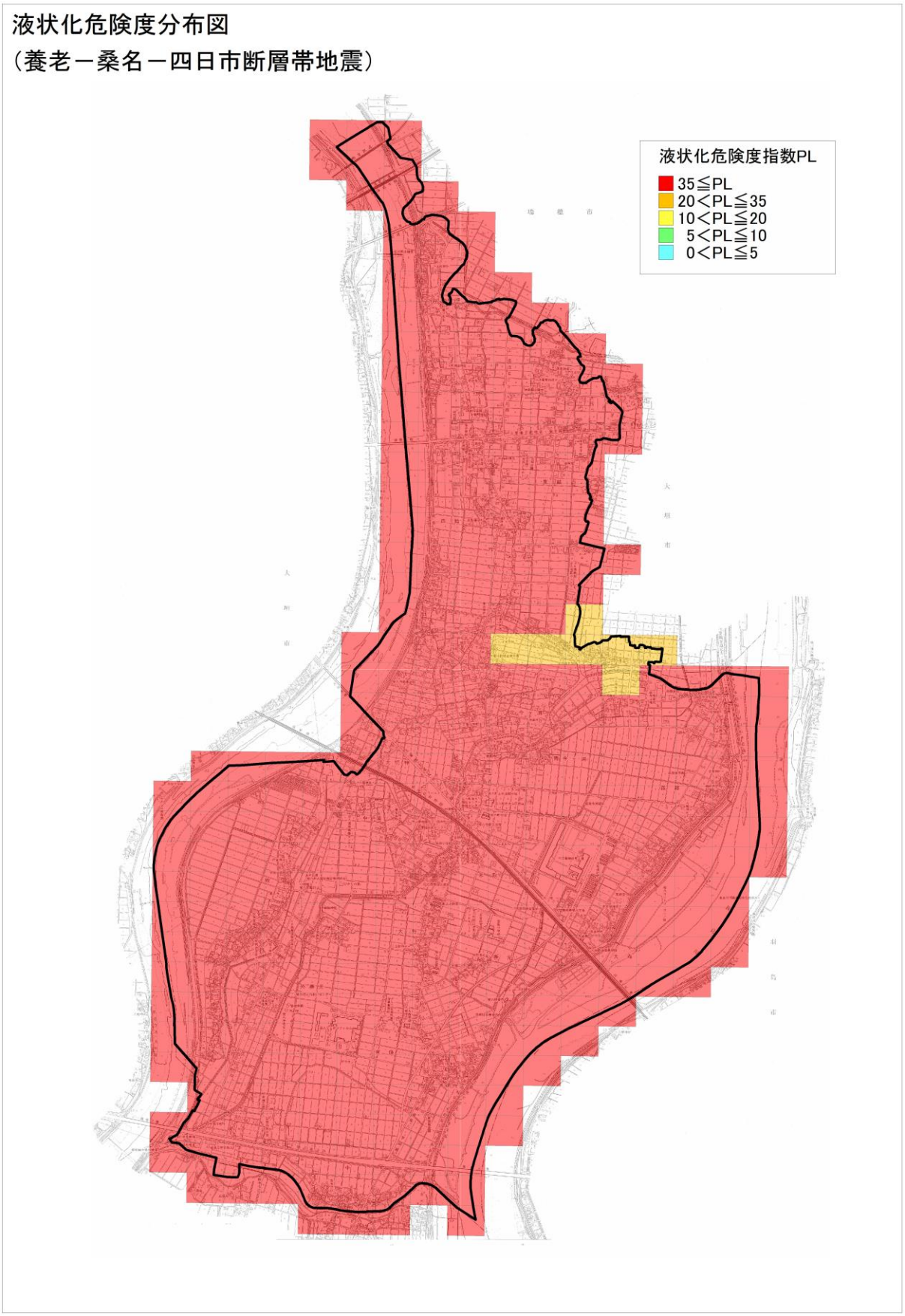

阿寺断層系地震による液状化の危険度

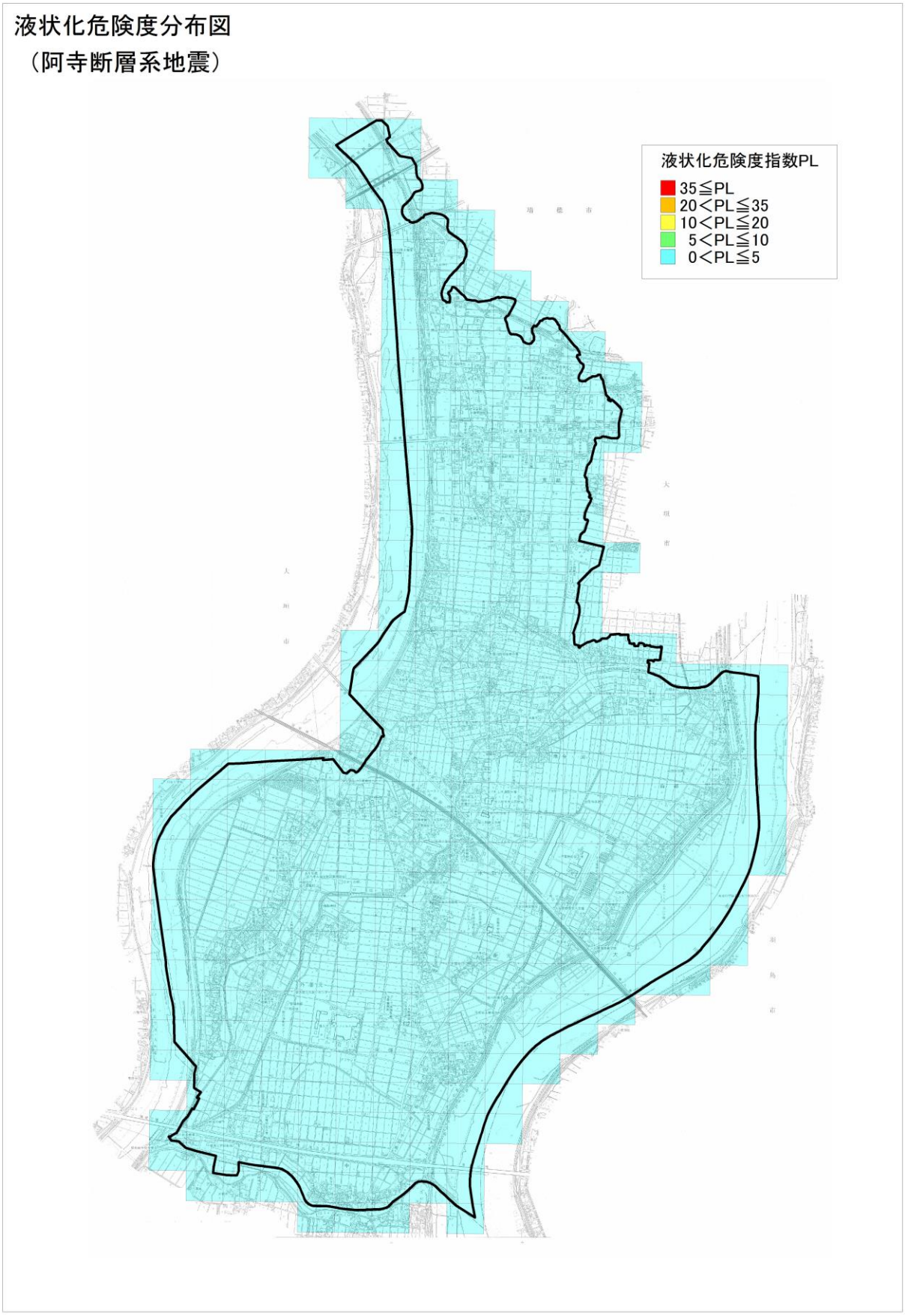

跡津川断層地震による液状化の危険度

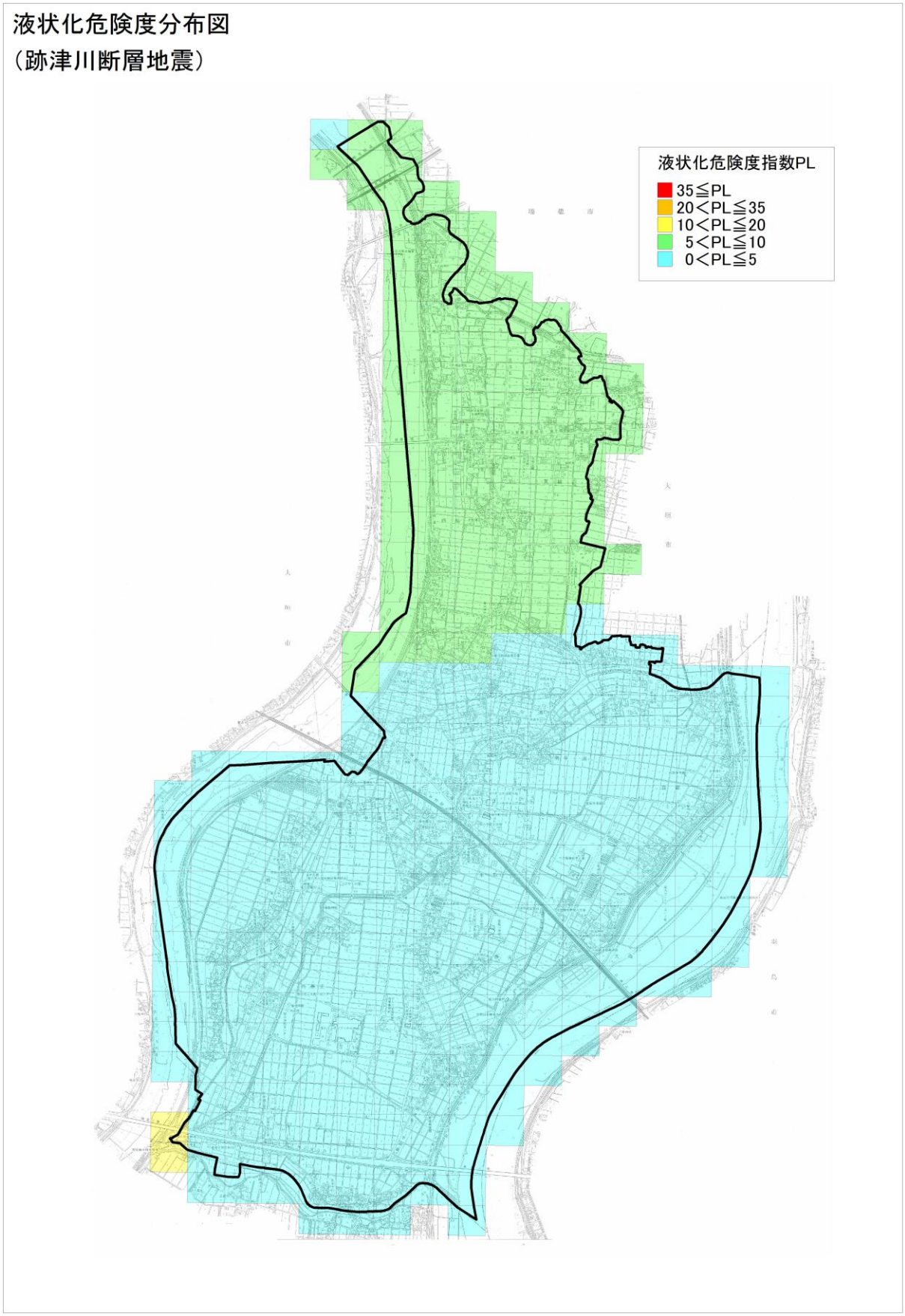

高山・大原断層帯地震による液状化の危険度

液状化危険度分布図
（高山・大原断層帯地震）

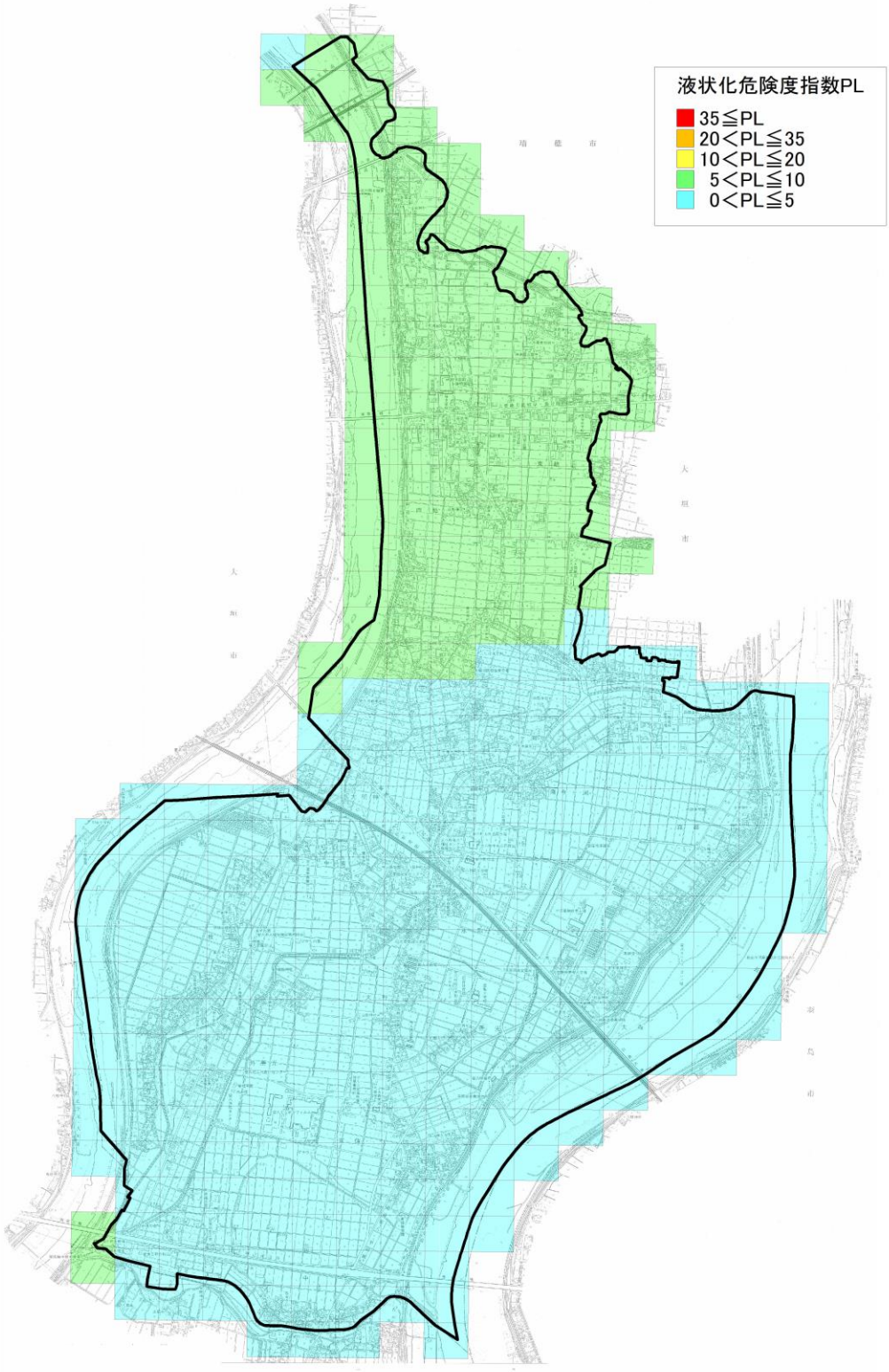

○水害の履歴

暦	西　暦	内　　容
享禄　３年	(1530 年)	６月３日、大洪水で沢渡以南にて揖斐川ができ、馬ノ瀬西に川ができる。
永禄　４年	(1561 年)	４月、長良川が出水。大森村地内堤 50 間が切れ、入水。
文禄　４年	(1595 年)	８月 10 日、牧村が洪水。
寛永　２年	(1625 年)	８月、木曽川が大水。長良川が漲濫し、善光村で 100 間余が破堤。
３年	(1626 年)	５月 16 日、善光村堤が 70 間破堤。
正保　２年	(1645 年)	９月 20 日、洪水。各輪中破堤箇所あり。
天和　３年	(1683 年)	７月 23 日、森部村堤が 70 間、南今ヶ渕村が 70 間破堤。
元禄　元年	(1688 年)	８月 19 日、大洪水で牧村の東に川ができる。
４年	(1691 年)	４月、大森村堤が 50 間切れ、入水。
13 年	(1700 年)	５月 13 日洪水、馬ノ瀬堤に被害。
正徳　２年	(1712 年)	７月、出水。山ノ神、表、一色の堤が破損。
元文　元年	(1736 年)	５月、７月洪水。南今ヶ渕にて堤が切れ、入水。
宝暦　３年	(1753 年)	８月 18 日、出水。宝暦治水工事が着手。
４年	(1754 年)	３月８日、宝暦治水工事が牧輪中にて着手。
明和　２年	(1765 年)	７月出水。８月洪水。南今ヶ渕堤切れ、大森堤切れ、５反２歩池となる。
４年	(1767 年)	南今ヶ渕、大森出水にて堤が破損。
安永　元年	(1772 年)	出水。北今ヶ渕が洪水。
５年	(1776 年)	牧の伏越樋を伏替(費用、銀 368 匁余)
天明　元年	(1781 年)	６月、中村輪中堤切れ。森部輪中入水。
２年	(1782 年)	８月３日、大森村で 66 間、破堤。
６年	(1786 年)	５月晦、南条村で 30 間破堤。７月 24 日、西結村で破堤。
８年	(1788 年)	４月、出水。大森地内自普請。南条村 30 間堤切入る。
寛政　元年	(1789 年)	６月１日、南条村で 50 間が破堤。牧輪中の堤を普請。 牧の伏越樋を伏替(費用、銀５貫 403 匁余)
２年	(1790 年)	８月、大明神輪中で堤が 20 間切入る。
６年	(1794 年)	４月、５月洪水。中村堤切れ、森部薬師前堤切れ、大森堤切れ。６月、中村、森部両輪中が悪水落につき協定。牧村の堤普請。
10 年	(1798 年)	
12 年	(1800 年)	大明神輪中で 12 間が破堤。
文化　元年	(1804 年)	洪水。中村、中須、森部、牧の各輪中が堤を普請。
２年	(1805 年)	６月 28 日、氷取で破堤。大明神でも破堤。
11 年	(1814 年)	６月、出水。北今ヶ渕が入水。
12 年	(1815 年)	６月、８月に洪水。各輪中が入水。氷取村で堤防決壊。
文政　３年	(1820 年)	６月、洪水、森部輪中が入水。中須堤の普請を歎願。
８年	(1825 年)	８月、出水。９月、洪水で南今ヶ渕の堤切入る。
10 年	(1827 年)	出水。中村が掛け廻し土手を築造。
天保　７年	(1836 年)	５月、中村の新堤切入る。
８年	(1837 年)	８月、洪水。中村の新堤 18 間切入る。
９年	(1838 年)	４月、洪水。中村にて２箇所切入る。
10 年	(1839 年)	４月 28 日、中村川沿いの中村堤が 40 間破堤。
13 年	(1842 年)	７月 22 日、洪水により西結村の堤が破損。
嘉永　３年	(1850 年)	８月８日、南条村杁吹抜け堤が 32 間切入る。大明神輪中堤が 15 間、西結村、大野村が 64 間切れる。

安政 ３年	(1856 年)	７月１日、南条村で 30 間破堤。
万延 元年	(1860 年)	５月 11 日、東結で 100 間、西結で 25 間、大明神輪中が船附等の各所にて切れ、東結にては流家 100 戸あり。耕地数十丁歩を害す。
慶応 ２年	(1866 年)	森部輪中が悪水江延長認可される。８月８日、西結村で 30 間破堤。
明治 14 年	(1881 年)	９月 12 日、中村川堤塘破壊。北今ヶ渕にて２箇所、40 間切れ入る。
17 年	(1884 年)	７月 16 日、中須川、中村川、非常の出水にて、欠堤。牧でも破堤。
29 年	(1896 年)	７月 19 日頃、洪水。９月６日頃、洪水。
昭和 51 年	(1976 年)	９月 12 日、長良川の堤防が大森地内で決壊。

《昭和 51 年 9･21 災害の記録》

被災者総数　9,543 人　　死者　1 人　　被害総額（約 140 億円）

●住家の被害

区分	被害戸数	被災者数
半壊	84 戸	419 戸
床上浸水	1,744 戸	7,343 戸
床下浸水	366 戸	1,781 戸
計	2,194 戸	9,543 戸

●家屋の被害

区分	被害戸数	被害額
半壊	84 戸	252,000 千円
床上浸水	1,744 戸	3,488,000 千円
床下浸水	366 戸	183,000 千円
小計		3,923,000 千円
その他集会所、寺、宮等		106,463 千円
家財一式	1,828 戸	1,462,400 千円
小計		1,568,863 千円
合計		5,491,863 千円

●農業関係の被害

区分		被害面積	減収量	被害額
農作物	水稲	760 ha	2,976 t	812,448 千円
	雑穀	3 ha	4.42 t	712 千円
	野菜	107.1 ha	3,753.9 t	242,803 千円
	果樹	8 ha	80.85 t	9,893 千円
	花き	1.02 ha		6,700 千円
	工芸作物	2 ha	9.72 t	11,354 千円
	小計		6,824.89 t	1,083,910 千円
畜産	飼料作物	31.5 ha	435 t	2,610 千円
	乳牛死	10 頭		2,200 千円
	豚死	488 頭		19,520 千円
	鶏死	20,300 羽		34,600 千円
	畜産施設			4,898 千円
	手持飼料			4,808 千円
	小計			68,636 千円
その他	農機具			38,312 千円
	手持肥料等			4,500 千円
	小計			42,812 千円
合計				1,195,358 千円

●農地の被害

区　　分	被　害　面　積
田・畑埋没	16 ha
田・畑冠水	870 ha

●商工関係の被害

区　　分	被害戸数	被　害　額
建物	345 戸	57,780 千円
商品		1,096,800 千円
原材料		111,870 千円
機械設備		1,387,050 千円
その他		78,120 千円
小計		2,731,620 千円
企業（工場）等		4,000,000 千円
合計	345 戸	6,731,620 千円

●公共関係の被害

区　　分	被　害　額
土木関係	18,553 千円
学校関係	115,748 千円
保育園関係	7,500 千円
防疫関係	3,000 千円
小計	144,801 千円
農地復旧	120,000 千円
農業施設復旧	77,273 千円
小計	197,273 千円
救助費	39,280 千円
衛生費	1,615 千円
清掃費	28,000 千円
小計	68,895 千円
庁舎復旧	8,150 千円
消防費	14,895 千円
水防費	23,945 千円
小計	46,990 千円
水道施設	123,200 千円
合計	581,159 千円

●災害救助の種類と実施期間

救助の種類	期間
避難所の設置及び収容	9/12 ～ 9/24
炊き出し及び食品の給与	9/12 ～ 9/25
飲料水の供給	9/12 ～ 9/22
被服寝具及び生活必需品の給与	9/12 ～ 10/8
医療	9/12 ～ 9/25
助産	9/12 ～ 9/20
災害にかかった者の救出	9/12 ～ 9/14
住宅の応急修理	－
学用品の給与	9/12 ～ 9/27
埋葬	9/16
遺体の捜索	9/12 ～ 9/16
遺体の処理	9/16
障害物の除去	－

●災害救助費内訳

種目別区分	員数	金額
避難所設置費	38,650	1,932,500円
炊き出しその他による食品の給与費	242,070	21,291,314円
飲料水の供給費	－	1,138,300円
被服寝具その他生活必需品の給与費	－	－
医療	－	2,597,875円
助産	－	178,910円
災害にかかった者の救出費	－	695,000円
住宅の応急修理費	－	－
学用品の給与費（小学校）	－	－
〃（中学校）	－	－
埋葬費	1	44,000円
遺体の捜索費	1	1,018,710円
遺体の処理費	1	7,000円
障害物の除去費	－	－
輸送費	－	4,173,240円
人件費	－	1,655,500円
法第34条の補償費	－	－
救助事務費	－	2,543,000円
計		37,275,349円

○水害被害想定

長良川、揖斐川及び尾根川がはん濫（堤防が決壊）した場合に浸水の状況を想定した洪水ハザードマップを示す。

(1) 長良川浸水想定区域

【100 年に１回の大雨による洪水を想定】

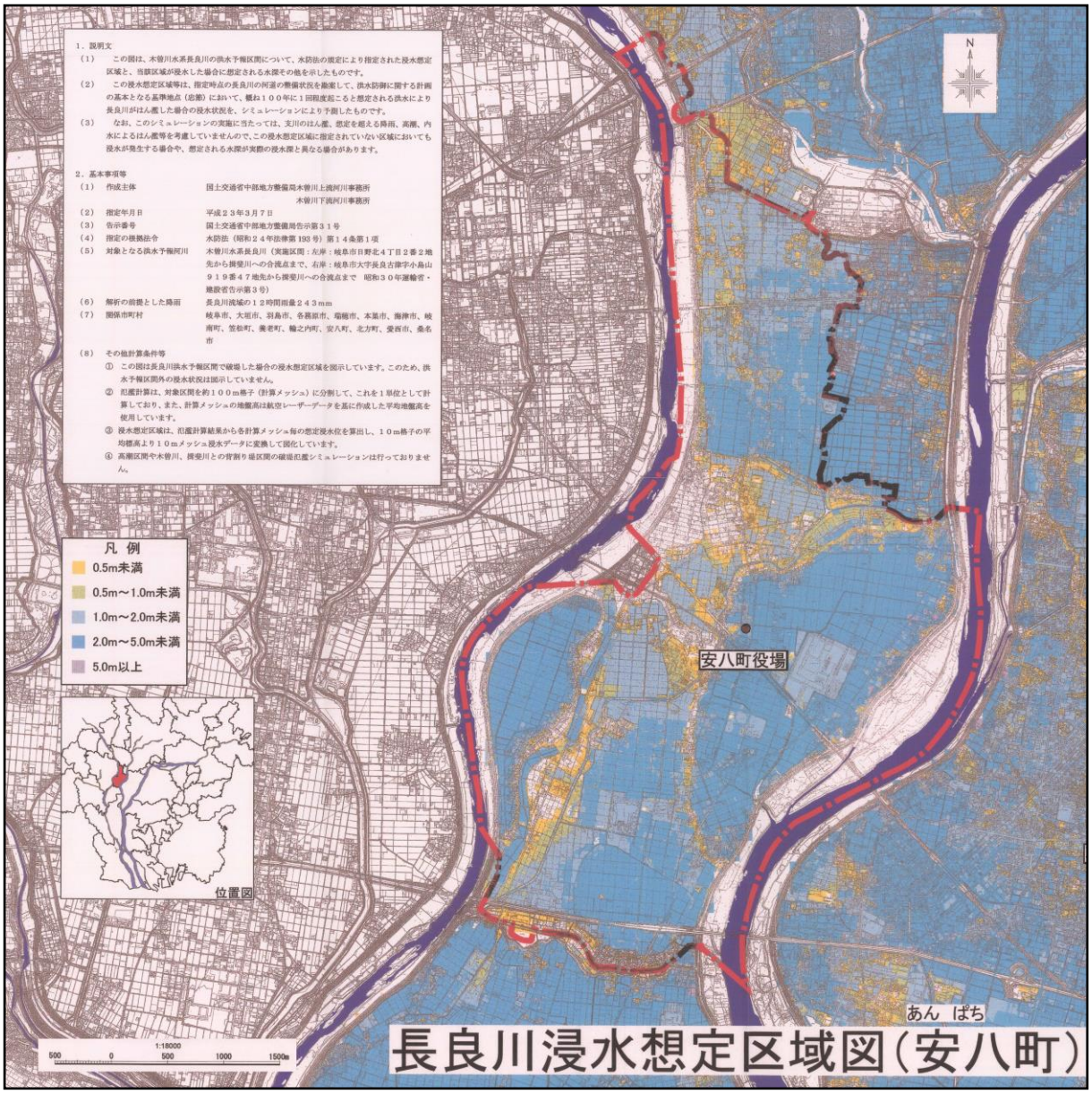

【水防法における想定し得る最大規模の浸水想定区域（概ね 1000 年に１度の降雨量)】

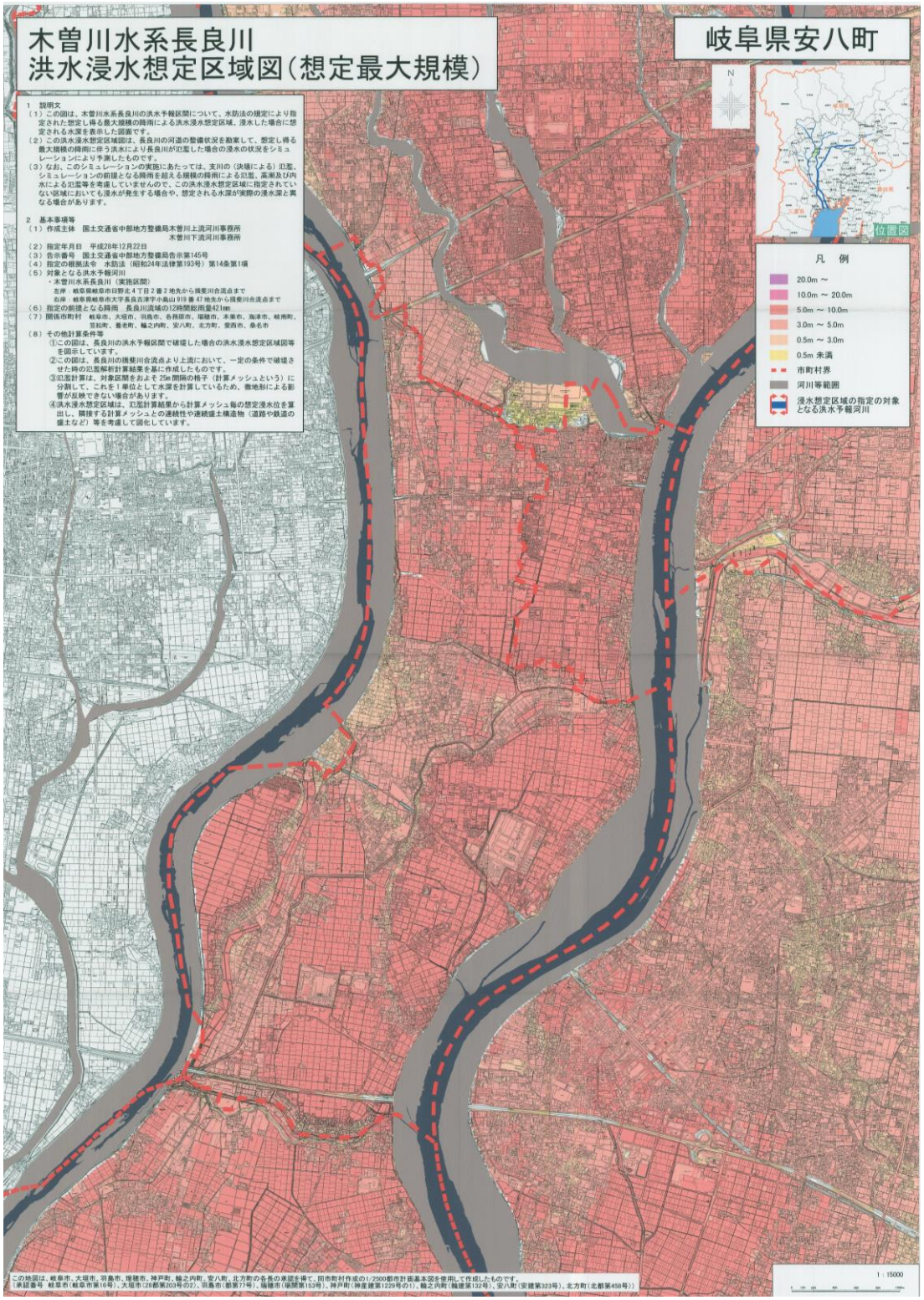

(2) 揖斐川浸水想定区域

【100 年に１回の大雨による洪水を想定】

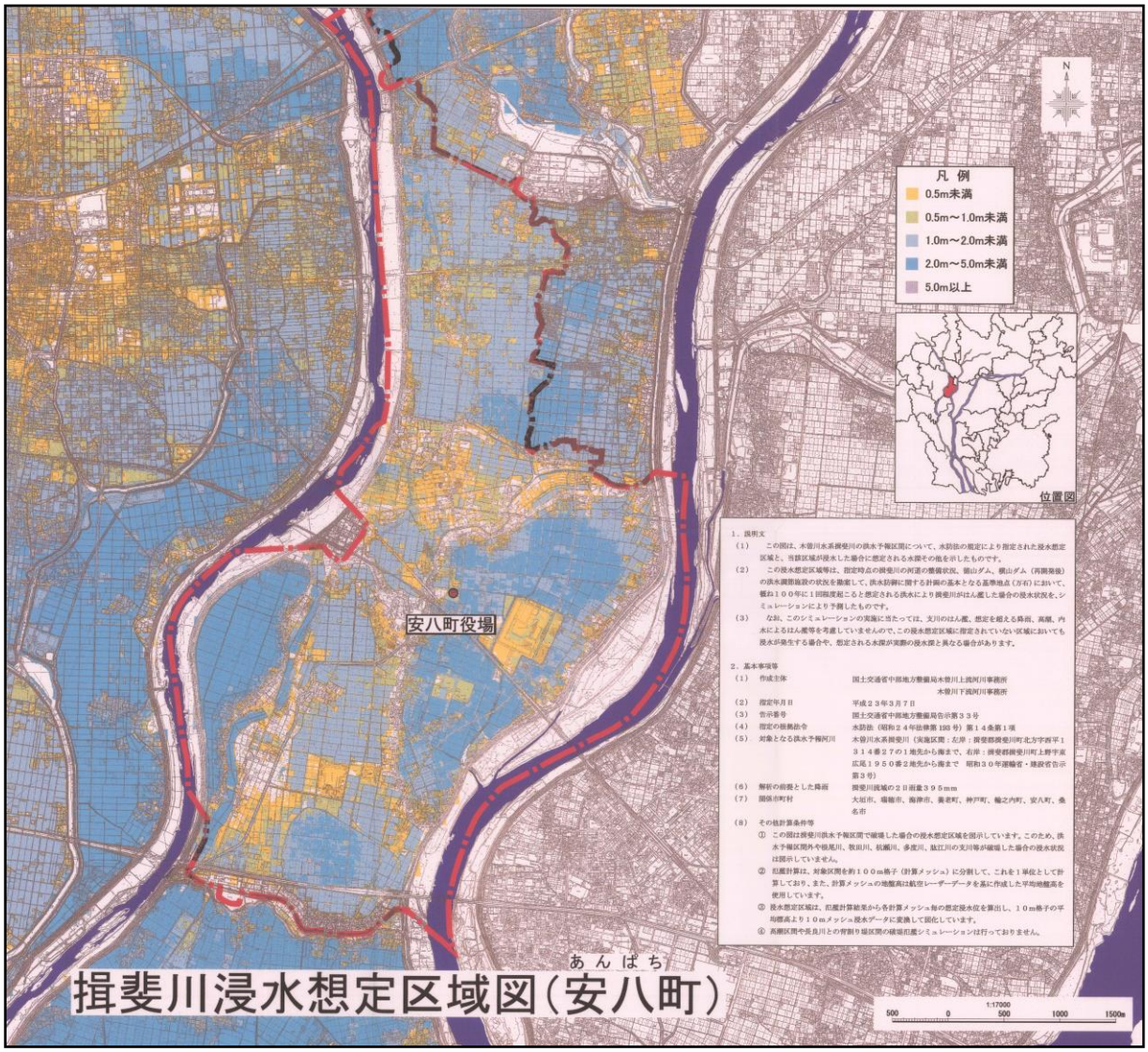

【水防法における想定し得る最大規模の浸水想定区域（概ね 1000 年に１度の降雨量)】

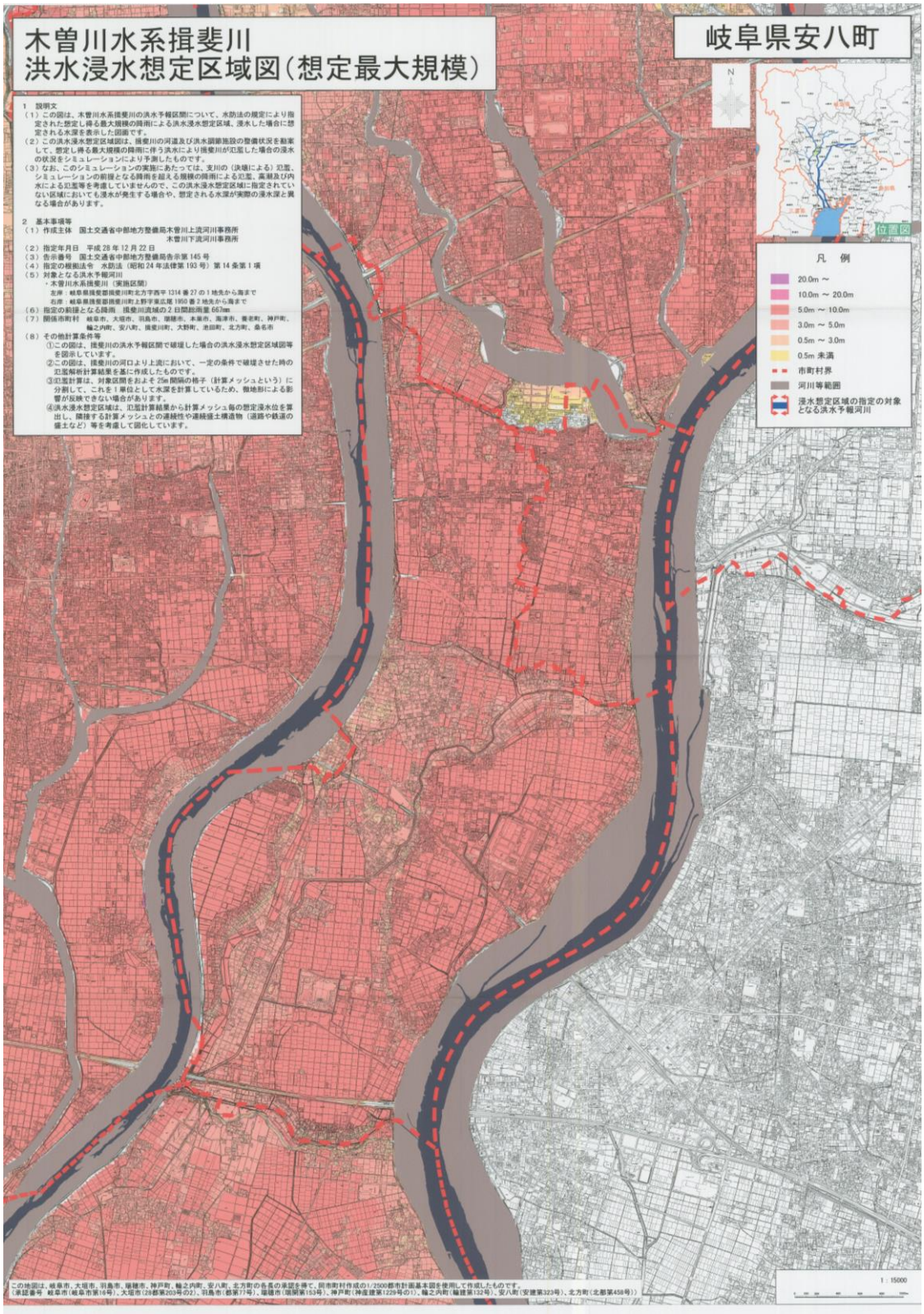

(3) 根尾川浸水想定区域

【100 年に１回の大雨による洪水を想定】

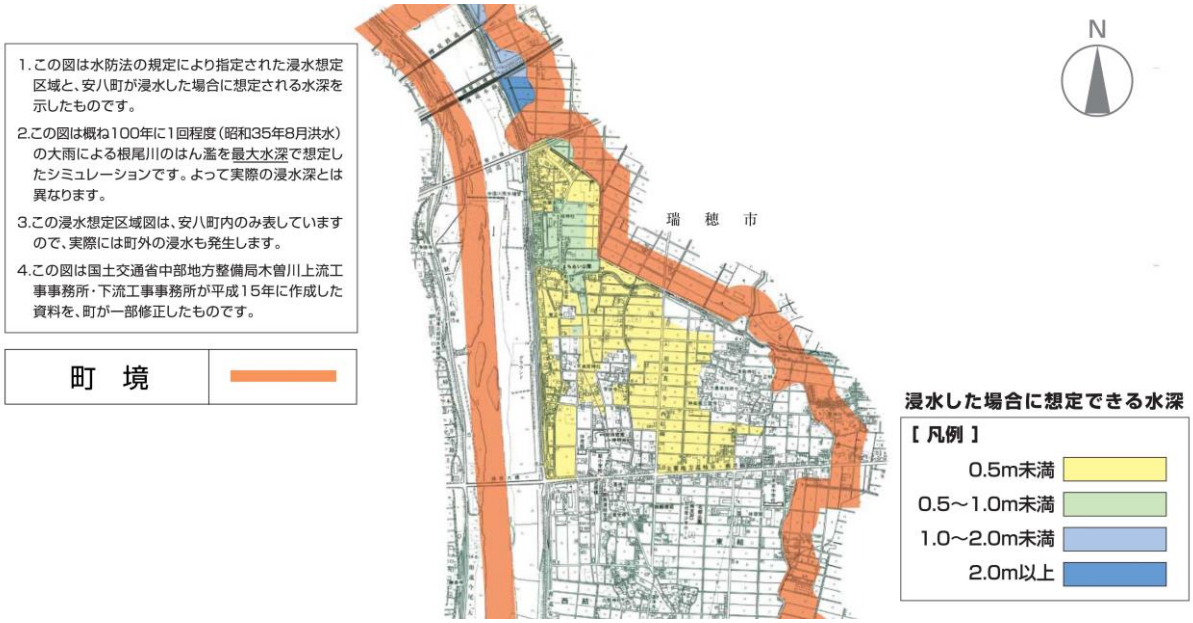

シミュレーション条件

項　　目		内　　訳
条件 外力	流　　量	昭和 35 年８月計画降雨を用い、100 年に１回の洪水規模まで引き延ばした雨による流出計算結果
	下流端水位	揖斐川合流地点水位
河　　道		上流工事事務所管内；平成 10 年測量
はん濫モデル	追跡手法	２次元不定流法
	流域粗度	建物占有率、土地利用を用いて水深の関数で与える
	地盤高データメッシュ長	1/2500 地形図（各市町村最新） 約 250m のメッシュ（３次メッシュ区画を縦横それぞれ４等分した）
	盛土構造物	支派川の堤防、輪中堤、道路、鉄道について平均地盤高との比高差が 50cm 以上を対象
	排水施設	考慮しない
河道モデル	手　　法	１次元不等流
	粗度係数	１次元不等流計算により断面ごとに設定
破堤越水条件	越 水 幅	50m（越水評価断面間隔に相当する）
	越水開始水位	現況堤防高；平成 10 年測量
	越流・破堤計　算　式	本間の公式による（治水経済調査マニュアル（案）準拠）
	破堤個所	200m ピッチで破堤の危険性がある地点すべて
	破堤開始水位	完成堤：HWL 暫定堤：堤防高－余裕高と HWL の小さい方 無堤部：堤内地盤高と高水敷高及び平均 mesh 地盤高の高い方 橋　梁：現橋桁下高－余裕高と HWL の小さい方
	破 堤 幅	川幅と破堤幅の関係式より設定（治水経済調査マニュアル（案）準拠）
	破堤の時間進行	破堤した瞬間に破堤幅の半分、敷高まで破堤。その後１時間で破堤幅は最終破堤幅まで拡大する。拡大速度は一定。
計算条件		計算時間間隔は５秒、計算時間は破堤から３日間１回のシミュレーションで１破堤とする
そ の 他		輪中堤の仕切りはすべて閉じているものとした。

【水防法における想定し得る最大規模の浸水想定区域（概ね 1000 年に１度の降雨量)】

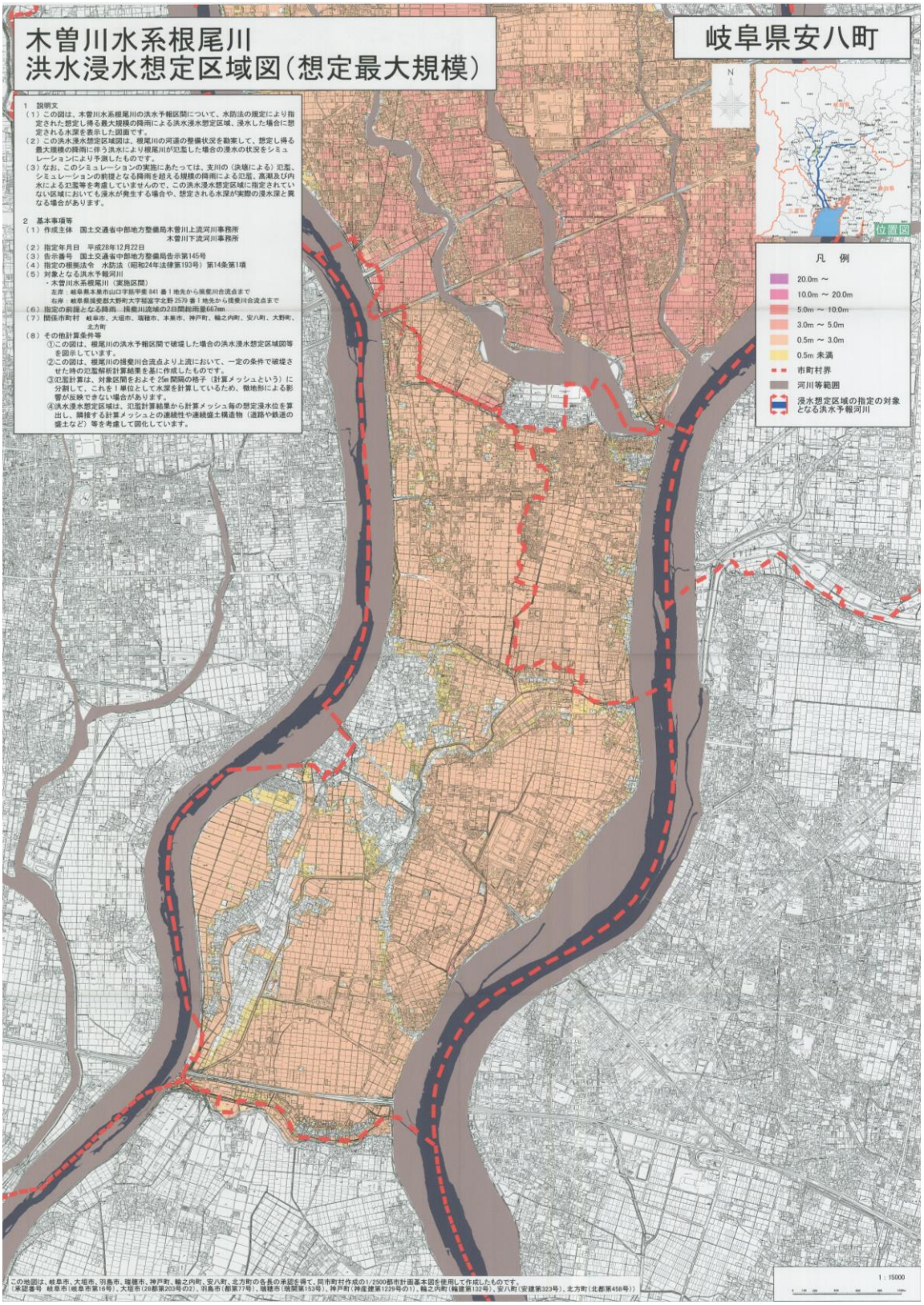

○原子力被害想定

(1) 沈着した放射性物質による外部被ばく

⑦各季節で線量が最大：夏（平成２２年７月６日１０時放出開始）

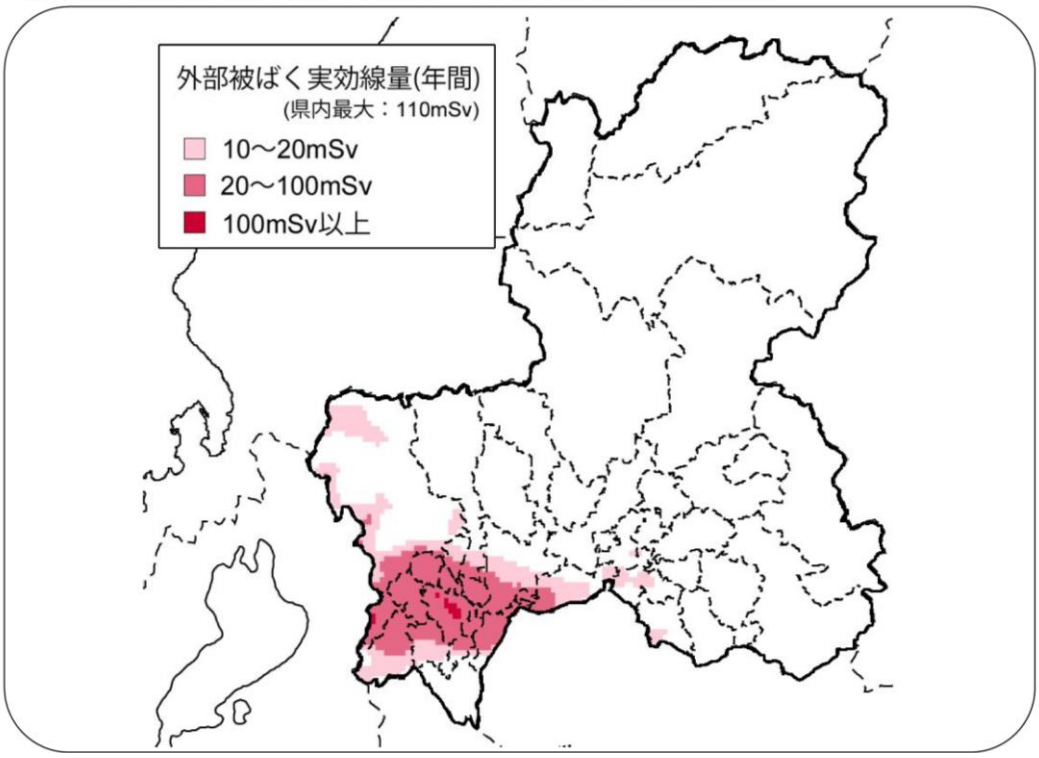

⑧各季節で線量が最大：秋（平成２２年９月１９日１０時放出開始）

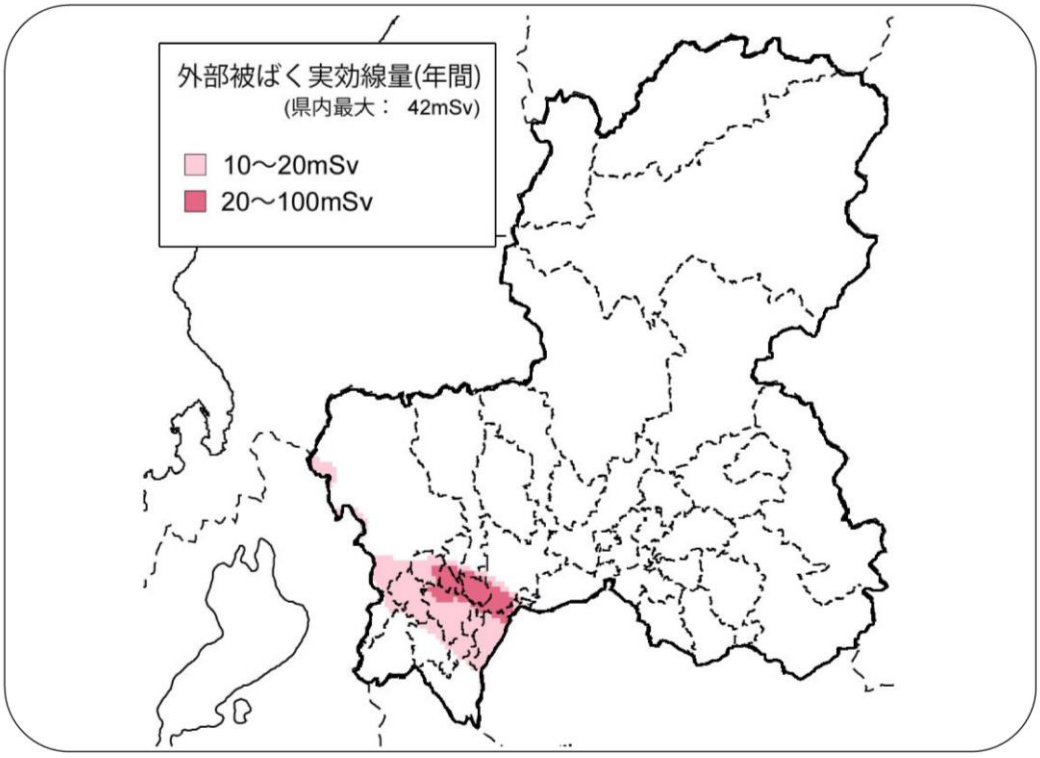

放射性物質拡散シミュレーション結果について（追補版）岐阜県原子力防災室（平成 24 年 11 月）

(2) 吸入による内部被ばく

①各季節で線量が最大：春（平成２２年５月８日２０時放出開始）

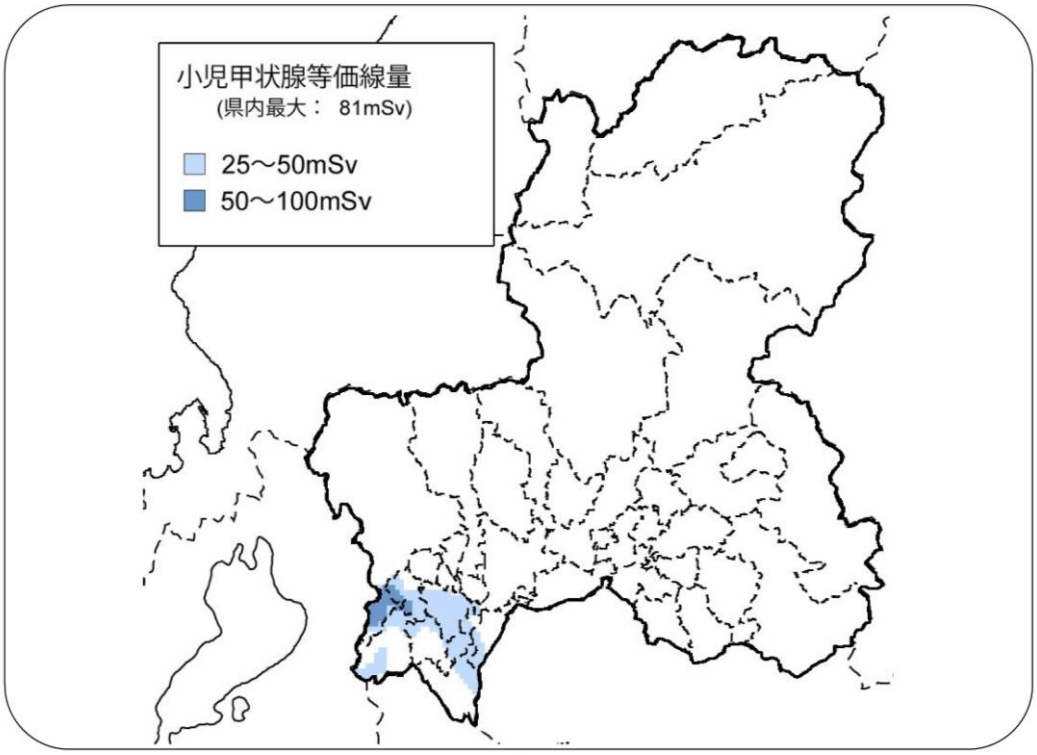

②各季節で線量が最大：夏（平成２２年７月２４日２０時放出開始）

放射性物質拡散シミュレーション結果について（追補版）岐阜県原子力防災室（平成 24 年 11 月）

○気象警報等の種別

(1) 気象警報等の種類と発表基準

市町村名		府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	
安八町		岐阜県	美濃地方	岐阜・西濃	
特別警報	暴風	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表			
	暴風雪	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。			
	大雨	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害)、大雨特別警報（浸水害)、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。			
	大雪	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表			
警報	暴風	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表		平均風速	17m/s
	暴風雪	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。		平均風速	17m/s 雪を伴う
	大雨	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。大雨警報には、大雨警報（土砂災害)、大雨警報（浸水害)、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。		（浸水害） 雨量基準	1時間雨量 50mm
				（土砂災害） 土壌雨量 指数基準	―
	大雪	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表		降雪の深さ	24時間降雪の深さ40cm
	洪水	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が挙げられる。		雨量基準	1時間雨量 50mm
				流域雨量 指数基準	―
				複合基準	―

注意報	風雪	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。	平均風速	12m/s 雪を伴う
	強風	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表	平均風速	12m/s
	大雨	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表	雨量基準	1時間雨量 30mm
			土壌雨量指数基準	100
	大雪	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表	降雪の深さ	24時間降雪の深さ20cm
	濃霧	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表	視程	100m
	雷	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。		
	乾燥	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	最小湿度25%で、実効湿度60%	
	なだれ	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表	①24時間降雪の深さが30cm以上で積雪が70cm以上になる場合	
			②積雪の深さが70cm以上あって、日平均気温が2℃以上の場合	
			③積雪の深さが70cm以上あって、降雨が予想される場合	
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）により通信線や送電線などへの被害が起こるおそれがあると予想されたときに発表		
	融雪	融雪により浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表		
	霜	早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあると予想されたときに発表	最低気温3℃以下	
	低温	低温により農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると予想されたときに発表		
	洪水	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表	雨量基準	1時間雨量 30mm
			流域雨量指数基準	—
			複合基準	—
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

（平成29年7月7日　岐阜地方気象台）

【警報及び注意報の予報区】

府　県 予報区	一時細分 区　　域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域
岐阜県	美濃地方	岐阜・西濃	岐阜市・大垣市・羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市・本巣市・海津市・岐南町・笠松町・養老町・垂井町・関ケ原町・神戸町・輪之内町・安八町・揖斐川町・大野町・池田町・北方町
		中濃	関市・美濃市・美濃加茂市・可児市・郡上市・坂祝町・富加町・川辺町・七宗町・八百津町・白川町・東白川村・御嵩町
		東濃	多治見市・中津川市・瑞浪市・恵那市・土岐市
	飛騨地方	飛騨北部	高山市・飛騨市・白川村
		飛騨南部	下呂市

（注）警報及び注意報は、県内各市町村を対象として発表する。大雨や洪水などの警報が発表された場合、テレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(2) 水防警報の段階と内容

種　類	内　　容	発　表　基　準
待　機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動時間が長引くような場合に出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。
準　備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他河川状況により必要と認めるとき。
出　動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、又は、水位、流量その他河川状況により、警戒水位を超えるおそれがあるとき。
警　戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	洪水警報等により、又は、既に警戒水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解　除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	警戒水位以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下の場合、津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

(3) 知事が発表する水防警報の発令基準

種　類	内　　容
準　備	対象水位観測所の水位が警戒水位に達し、出水判断の参考となる機関における状況等から、なお水位上昇のおそれがあるとき
出　動	水位状況等から水防活動の必要が予想され、出動を要すると認めたとき
解　除	水位が警戒水位を下り、水防活動の必要がなくなったとき
情　報	適宜

(4) 市町村が行う雨水出水特別警戒水位到達情報

町は、町が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに水防管理者及び量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

(5) 火災警報

ア　湿度が低く、かつ風の強いとき等で、火災発生のおそれがあるときに消防長が発する。

イ　火災警報発表の気象条件は、概ね次のとおりである。

(ｱ) 実効湿度 60%以下、最低湿度 40%以下で、かつ、現に風速 10 メートル以上であり、又は風速 10 メートル以上になると予想されるとき。

(ｲ) 現に風速 12 メートル以上であるとき、又は風速 12 メートル以上になると予想されるとき。

○水防に関する予報・警報等

1　予報警報の種類

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>発　令　者</th><th>種　　類</th></tr>
<tr><td>気象予警報
　岐阜地方気象台が気象業務法の定めるところにより、岐阜県下の水防活動利用のため発表するもの。</td><td>岐　　阜
地方気象台</td><td>　次の表の左欄に掲げる気象注意報、警報をもって、同表の右欄に掲げる水防活動用の予報、警報に代える。
<table><tr><td>大雨注意報</td><td>水防活動用気象注意報</td></tr><tr><td>大 雨 警 報</td><td>水防活動用気象警報</td></tr><tr><td>洪水注意報</td><td>水防活動用洪水注意報</td></tr><tr><td>洪 水 警 報</td><td>水防活動用洪水警報</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>洪水予報
ア　国土交通省の河川事務所と地方気象台が共同して、法第10条第２項により指定された河川（木曽川・揖斐川・長良川）について洪水の恐れがあると認められるとき、それぞれの河川名をつけて発表するもの。</td><td>木曽川上流
河川事務所

岐　　阜
地方気象台</td><td><table><tr><td>長良川中流洪水予報</td><td>洪水注意報</td></tr><tr><td>揖斐川中流洪水予報</td><td>洪 水 警 報</td></tr><tr><td></td><td>解　　除</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>水防警報
ア　国土交通大臣が発表するもの。木曽川・揖斐川・根尾川・牧田川・杭瀬川・長良川・伊自良川及び庄内川について、洪水により災害が起きる恐れがあると認められるとき、国土交通大臣（木曽川上流・木曽川下流・庄内川各河川事務所長）が水防を行う必要がある旨を警告して発表するもの。</td><td>木曽川上流
河川事務所長</td><td><table><tr><td>長良川（忠節）水防警報</td><td>準　備</td></tr><tr><td>長良川（墨俣）水防警報</td><td>出　動</td></tr><tr><td>揖斐川（岡島）水防警報</td><td>解　除</td></tr><tr><td>揖斐川（万石）水防警報</td><td>情　報</td></tr><tr><td>根尾川（山口）水防警報</td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td>水防警報
イ　知事が発表するもの。長良川・犀川・境川・糸貫川・伊自良川・板屋川・鳥羽川・新境川・津谷川・牧田川・杭瀬川・相川・泥川・大谷川・武儀川・津保川・可児川・土岐川・阿木川・中津川・木曽川・飛騨川・宮川・高原川及び荒城川について、洪水により相当な損害を生じるおそれがあると認められるとき、各関係水防支隊長（土木事務所長）が水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。</td><td>大垣支隊長</td><td><table><tr><td>牧田川（広瀬橋）水防警報</td><td>準　備</td></tr><tr><td></td><td>解　除</td></tr><tr><td></td><td>情　報</td></tr></table></td></tr>
</table>

2　国土交通大臣と気象庁長官が発表する洪水予報

(1) 洪水予報の種類と基準

種　類	基　　準	洪水予報の表題	発　表　す　る　時　期
洪水警報	破堤､はん濫等により重大な災害を生ずる恐れがあるとき。	はん濫発生情報（レベル５）	堤防から越水または破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき。
		はん濫危険情報（レベル４）	はん濫危険水位に到達したとき。
		はん濫警戒情報（レベル３）	基準地点の水位がはん濫危険水位を超えるおそれがあるとき、もしくは避難判断水位を越え、なお上昇が見込まれるとき。
洪水注意報	基準地点の水位流量がはん濫注意水位流量を突破する恐れがあるとき｡はん濫注意水位流量を超え注意を要するとき。	はん濫注意情報（レベル２）	基準地点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位が上昇すると見込まれるとき。
		（発表しない）（レベル１）	水防団待機水位（通報水位）に到達したとき。
解　　除	洪水注意報の必要がなくなったと認められるとき。	はん濫注意情報解　　除	はん濫注意情報の必要がなくなったと認められるとき。

(2) 伝達系統

指定河川	発　令　者	県水防隊本　　部	関係水防管理団体及び管轄水防支隊
長良川中　流	木曽川上流河川事務所 岐阜地方気象台	河川班 ⇕ 防災課	岐阜市・瑞穂市・安八町・羽島市・輪之内町 海津市・大垣市
			岐阜支隊・大垣支隊
揖斐川中　流	木曽川上流河川事務所 岐阜地方気象台		揖斐川町・池田町・本巣市・大野町・瑞穂市 安八町・神戸町・輪之内町・養老町・海津市 大垣輪中水防事務組合
			揖斐支隊→ 揖斐川水防事務組合・岐阜支隊・大垣支隊

3　知事と気象庁長官が発表する洪水予報

(1) 洪水予報の種類と基準

種　類	基　　準	洪水予報の表題	発　表　す　る　時　期
洪水警報	破堤、はん濫等により重大な災害を生ずる恐れがあるとき。	はん濫発生情報（レベル５）	堤防から越水または破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき。
		はん濫危険情報（レベル４）	はん濫危険水位に到達したとき。
		はん濫警戒情報（レベル３）	基準地点の水位がはん濫危険水位を超えるおそれがあるとき、もしくは避難判断水位を越え、なお上昇が見込まれるとき。
洪水注意報	基準地点の水位流量がはん濫注意水位流量を突破する恐れがあるとき。はん濫注意水位流量を超え注意を要するとき。	はん濫注意情報（レベル２）	基準地点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位が上昇すると見込まれるとき。
		（発表しない）（レベル１）	水防団待機水位（通報水位）に到達したとき。
解　　除	洪水注意報の必要がなくなったと認められるとき。	はん濫注意情報解　　除	はん濫注意情報の必要がなくなったと認められるとき。

4　国土交通大臣が発表する水防警報

(1) 水防警報の段階と内容

段　　階	種　類	内　　容
第１段階	準　備	水防資器材の整備点検、水門等開閉の準備、幹部の出動等を通知するもの。
第２段階	出　動	水防団員等の出動を通知するもの。
第３段階	解　除	水防活動の終了を通知するもの。
適　　宜	情　報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの。

(2) 水防警報の発令基準

種　類	内　　容
準　備	対象水位観測所の水位が警戒水位に達し、出水判断の参考となる機関における状況等から、なお水位上昇の恐れがあるとき。
出　動	水位状況等から水防活動の必要が予想され、出動を要すると認めるとき。
解　除	水防活動の終了を通知するもの。 水防警報の発令を継続する特段の事由がある場合を除き、警戒水位を下回った後、１～２時間程度経過し、状況を最終的に見極めた時点とすることを目安とする。
情　報	適宜

(3) 伝達系統

指定河川	観測地点	発　令　者	県水防隊本　　部	関係水防管理団体及び管轄水防支隊
根尾川	山口	木曽川上流河川事務所	河川班 ↓ 防災課	大野町、本巣市、揖斐川町、瑞穂市、安八町、大垣市、神戸町、輪之内町、大垣輪中水防事務組合
				揖斐支隊・岐阜支隊・大垣支隊
長良川	忠節	木曽川上流河川事務所		岐阜市・大垣市・瑞穂市・安八町・輪之内町・羽島市
				岐阜支隊・大垣支隊
	墨俣			岐阜市・大垣市・瑞穂市・安八町・羽島市 輪之内町・海津市
				岐阜支隊・大垣支隊
揖斐川	岡島	木曽川下流河川事務所		揖斐川町・池田町・大野町・大垣市・神戸町 輪之内町・安八町・大垣輪中水防事務組合・瑞穂市
				揖斐支隊→揖斐川水防事務組合 岐阜支隊・大垣支隊
	万石			瑞穂市・安八町・大垣市・神戸町・輪之内町 大垣輪中水防事務組合
				岐阜支隊・大垣支隊

５　知事が発表する水防警報

(1) 水防警報の段階と内容

種　類	内　　容
準　備	水防資器材の整備点検、水門等開閉の準備、幹部の出動等を通知するもの。
解　除	水防活動の終了を通知するもの。
情　報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの。

(2) 水防警報の発令基準

種　類	内　　容
準　備	対象水位観測所の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、出水判断の参考となる機関における状況等から、なお水位上昇の恐れがあるとき。
解　除	水防活動の終了を通知するもの。 水防警報の発令を継続する特段の事由がある場合を除き、はん濫注意水位（警戒水位）を下回った後１～２時間程度経過し状況を最終的に見極めた時点とすることを目安とする。
情　報	適宜

○通信設備の概要

(1) 町防災行政無線

ア　同報無線（固定系）設備数

(ｱ)　屋外拡声子局　　４基

(ｲ)　戸別受信局　　３，３９２基（全戸設置）※平成 29 年 3 月現在

イ　移動系無線局　　平成 29 年 9 月現在

移動局名	ＩＤ番号	名　　称	登録番号	車　　名	備　　考
安八 3	203	交通指導車	78－853	ウィングロード	
〃 4	204	総合体育館	41－4920	ミニキャブ	
〃 6	206	交対協音パト	530－8	フィットシャトル	
〃 8	708	水道広報車	41－6185	ハイゼット	
〃 11	711	徴税車	480－8862	ハイゼット	
〃 14	314	塵芥車	88－6511	ヒノトラック	
〃 15	515	道路パト車	580－5387	アトレー	
〃 16	516	軽トラ	41－8296	ハイゼット軽トラ	
〃 18	518	ホロ付軽トラ	41－4409	キャリー	
〃 20	620	住民環境車	480－7767	エブリィ	
〃 21	621	教育車	480－8068	ハイゼット	
〃 22	622	給食運搬車	101－8	ヒノデュトロ	
〃 24	124	消防車	88－1689	ダイナ	第１分団(芝原)
〃 25	125	〃	88－6243	ダイナ	第１分団(入方)
〃 26	126	〃	88－3379	ダイナ	第１分団(領家)
〃 27	127	〃	830－21	ディトロ	第２分団(氷取)
〃 28	128	〃	830－22	ダイナ	第２分団(役場)
〃 29	129	〃	830－23	エルフ	第２分団(森部)
〃 30	130	〃	830－31	ヒノ	第３分団(牧)
〃 32	132	〃	88－6244	ダイナ	第３分団(南條)
〃 33	133	〃	88－3380	ダイナ	役場予備隊（役場）

(2) 県防災情報通信システム

県は、県防災情報通信システム（平成７年４月供用開始）により、県本部、県支部、市町村、国や他の都道府県の関係機関、その他防災関係機関及び災害現場等との間の通信を確保している。

ア　衛星通信回線システム

(ｱ)　構成

衛　星　通　信　回　線 （地域衛星通信ネットワーク）	市町村・消防本部・各庁舎・古川土木事務所・ 衛星車載局

(ｲ)　機能（特徴）

(a)　市町村、消防本部等全端末局とFAX通信可能

(b)　通話中の回線を切ることなく一斉指令可能

イ　バックアップ機能の確保

衛星通信回線のバックアップ回線としての専用有線回線の設置（２ルート化）

(3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

人工衛星を用いて送信された緊急情報（緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等といった対処に時間的余裕のない事態に関する情報）を受信し、防災行政無線を自動起動させて放送し住民に瞬時に伝達するシステム。このシステムを通じ、気象庁が発表する「緊急地震速報」を活用して、震源付近で震度５弱以上と推定される地震が発生し、本地域に震度４以上の揺れが予想される場合、強い揺れが始まる数秒から数十秒前に、防災行政無線を通じて、地震の強い揺れが到達することを住民に伝達する。

○備蓄品・防災資器材一覧

(1) 備蓄食料

備蓄品名	在庫数計 [H29 年度末]		役場	結小	名森小	牧小	登龍中	東安中	総合体育館	水道事務所	ﾃﾝﾄﾊｳｽ
非常食（パン・ビスケット等）	5,466	食								5,466	
非常食（麺類）	1,635	食								1,635	
非常食（米類）	6,105	食								6,105	
非常食（みそ汁等）	750	食								750	
救給カレー	1,800	食		390	570	120	360	360			
保存用粉ミルク	160	缶								160	
水	5,496	本		384	576	120	360	384	1,896	1,776	

(2) 炊出し器具等

備蓄品名	在庫数計 [H29 年度末]		役場	結小	名森小	牧小	登龍中	東安中	総合体育館	水道事務所	ﾃﾝﾄﾊｳｽ
炊出し釜	6	ｾｯﾄ		2	2	2					
ガス丸型炊飯器	5	式		2	2	1					
専用五徳（クロスプレートタイプ）	250	ケ		80	120	50					
固形燃料（缶）	1,204	個		400	604	200					
カセットコンロ	12	個		4	6	2					
予備ボンベ	36	本		12	18	6					
簡易炊飯袋	2,500	枚		900	900	100					600
調理用品セット	5	ｾｯﾄ		2	2	1					
食器セット（100 人用）	21	ｾｯﾄ		7	10	4					
ステンレス手付金ざる	3	個		1	1	1					
アルミ製折りたたみ調理台	5	台		2	2	1					
抗菌耐熱大型まな板	2	枚			2						
ポリタンク（飲料水用）	390	個		80	120	50				140	
ラーメンはち	900	個								900	
紙コップ	121,500	個								121,500	
ほ乳瓶(プラスチック製)	200	ケ	200								

(3) 応急救護品

備蓄品名	在庫数計［H29 年度末］		役場	結小	名森小	牧小	登龍中	東安中	総合体育館	水道事務所	ﾃﾝﾄﾊｳｽ
多人数用救急セット	8	ｾｯﾄ		3	3	2					
くっつく包帯	100	巻	100								
トリアージ用タグ	300	枚		100	100	100					
担架	6	台		2	2	2					
担架ベッド	3	台		1	1	1					
消毒セット	300	組		100	150	50					
救急処置セット	300	組		100	150	50					
マスク	1,000	枚								1,000	

(4) 日用品

備蓄品名	在庫数計［H29 年度末］		役場	結小	名森小	牧小	登龍中	東安中	総合体育館	水道事務所	ﾃﾝﾄﾊｳｽ
紙おむつ（乳幼児用）M・L	6,000	枚		2,000	3,000	1,000					
紙おむつ（大人用）M・L	2,400	枚		800	1,200	400					
生理用品（羽根つき）	400	ｾｯﾄ		120	200	80					
ドライシャンプー	50	本		20	20	10					
パック毛布	950	枚								50	900
ディスポシュラフ	100	個									100
バックタオル	2,500	枚		800	1,250	450					
ろうそく（60 時間）	150	本		50	70	30					
ろうそく（24 時間）	100	本		30	50	20					

(5) 避難所用品

備蓄品名	在庫数計［H29 年度末］		役場	結小	名森小	牧小	登龍中	東安中	総合体育館	水道事務所	ﾃﾝﾄﾊｳｽ
ドームテント	50	張		20	20	10					
簡易組立式部屋	15	張									15
緊急畳	3	本		1	1	1					
防災伝言シート	3	組		1	1	1					

(6) 簡易トイレ

備蓄品名	在庫数計［H29 年度末］		役場	結小	名森小	牧小	登龍中	東安中	総合体育館	水道事務所	ﾃﾝﾄﾊｳｽ
簡易トイレ	180	ケ		20	30	10					120
し尿処理セット	116	ｾｯﾄ		2	3	1					110
マンホール対応仮設トイレ	3	基		1	1	1					
トイレテント	40	組		10	20	10					

(7) 救助用資器材

備蓄品名	在庫数計［H29 年度末］		役場	結小	名森小	牧小	登龍中	東安中	総合体育館	水道事務所	ﾃﾝﾄﾊｳｽ
チェーンソー	9	機	1	3	3	2					
エンジンカッター	9	機		2	2	2				3	
油圧ジャッキ	6	基		2	2	2					
ジャッキ（だるま）	9	基		3	3	3					
平バール	32	本		12	10	10					
かなてこ	18	本		6	6	6					
FB 大ハンマー	18	本		6	6	6					
バチツル	15	個		5	5	5					
剣先スコップ	30	本		10	10	10					
ボルトカッター	6	本		2	2	2					
万能斧	9	本		3	3	3					
救助斧	6	本		2	2	2					
とび口	6	本		2	2	2					
のこぎり	18	本		6	6	6					
工具セット	3	式		1	1	1					
バルーンライト	3	基		1	1	1					
発動発電機	6	台		2	2	2					
インバーター発電機	2	台								2	
LP ガス発電機	1	台		1							
投光器（ハロゲン）	6	基		2	2	2					

備蓄品名	在庫数計［H29年度末］		役場	結小	名森小	牧小	登龍中	東安中	総合体育館	水道事務所	ﾃﾝﾄﾊｳｽ
蛍光灯連結ライトセット	12	組		2	2	2				6	
太鼓リール（30m防滴）	6	台		2	2	2					
携行缶（20Ｌ）	8	缶		2	2	2				2	
防雨型ライト	3	本		1	1	1					
LEDヘッドライト	7	本	7								
メガホン	9	個	3	2	2	2					
ウィンチ（チルホール）	3	枚		1	1	1					
ワイヤーロープ5m	3	本		1	1	1					
ワイヤーロープ10m	3	本		1	1	1					
チェーンブロック	3	式		1	1	1					
かんたんてんと	8	個								8	
かんたんてんと（大）	2	個								2	
ブルーシート（20.0m×10.0m）	3	枚		1	1	1					
ブルーシート（1.8m×30.0m）	10	枚							10		
防水シート（小）	30	枚		10	10	10					
脚立	6	本		2	2	2					
救助ロープ	3	巻		1	1	1					
ロープリール	1	基		1	1	1					
ロープリールドラム	3	基		1	1	1					
A型バリケード	70	個									70
カラーコーン	50	個		20	20	10					
コーンバー	30	本		10	15	5					
空気入れ	6	本		2	2	2					
赤外線暖房機	6	基		2	2	2					

(8) 運搬具

備蓄品名	在庫数計［H29 年度末］		役場	結小	名森小	牧小	登龍中	東安中	総合体育館	水道事務所	ﾃﾝﾄﾊｳｽ
リヤカー	4	台		1	1	1					1
一輪車	6	台		2	2	2					
折りたたみキャリーカート	2	基								2	

(9) 水防資器材

備蓄品名	在庫数計［H29 年度末］		役場	結小	名森小	牧小	登龍中	東安中	総合体育館	水道事務所	ﾃﾝﾄﾊｳｽ
土嚢袋（水吸収式）	300	枚	300								
ウォーターゲルパック	300	枚								300	
水中ポンプ	5	基	5								

(10) その他

備蓄品名	在庫数計［H29 年度末］		役場	結小	名森小	牧小	登龍中	東安中	総合体育館	水道事務所	ﾃﾝﾄﾊｳｽ
放射線測定器	3	台	3								

○消防組織等

(1) 安八町消防団

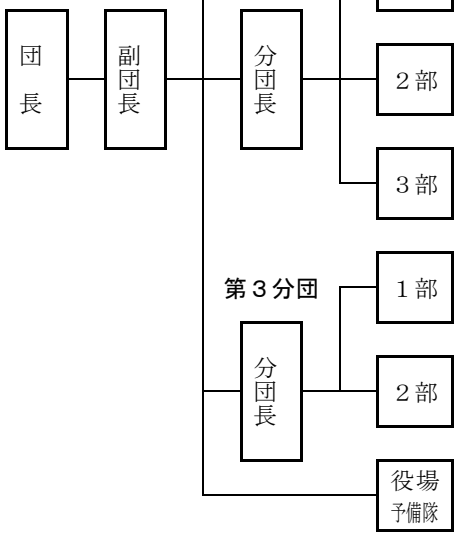

人員（名）	機械器具種別（車庫所在地）	構　成　地　区
13	自動車ポンプ（芝原）	津村方・町屋・中組・芝原
12	小型動力ポンプ（入方）	上村・入方
12	小型動力ポンプ（領家）	西蚊塚・東蚊塚・領家・板屋島・五和野
13	自動車ポンプ（氷取）	氷取・中須・大明神・大野
13	小型動力ポンプ（役場）	北今ヶ渕・南今ヶ渕
11	小型動力ポンプ（森部）	森部・大森
14	自動車ポンプ（牧）	牧
12	小型動力ポンプ（南條）	南條・外善光・善光・中
8	小型動力ポンプ（役場）	

(2) 女性防火クラブ

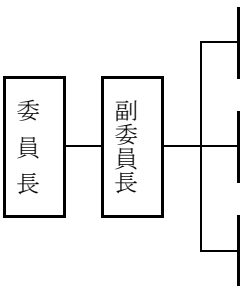

人員（名）	構　成　地　区
50	結地区
62	名森地区（北今ヶ渕・南今ヶ渕・森部・大森・氷取・中須・大明神・大野）
38	名森地区（南條・外善光・善光・中） 牧地区

(3) 少年消防クラブ

ク　ラ　ブ　名	クラブ員数(名)	指導者数(名)
安八町立結少年消防クラブ	121	2
安八町立名森小学校少年消防クラブ	98	1
安八町立牧小学校少年消防クラブ	26	1

（平成 29 年 4 月 1 日現在）

(4) 消防力の現況

平成 29 年度（単位：人・台）

区　分	署所分団	人員	消防車両						救急車	小型動力ポンプ	化学車	ハシゴ車	広報車
			計	水槽付ポンプ車	普通ポンプ車	指令車等	小型動力ポンプ積載車	林野火災工作車					
広域消防（常　備）	1	20	2	1	1	0	0	0	1	0	0	0	1
消防団（非常備）	4	108	9	0	3	0	6	0	0	6	0	0	0

(5) 消防水利の現況

平成 29 年度（単位：基・個）

	防火水槽					消火栓			防火井戸	河川の溝等	プール
	計	100 ㎥以上	60 ㎥以上 100 ㎥未満	40 ㎥以上 60 ㎥未満	40 ㎥未満	計	150 ㎜以上	150 ㎜未満			
	88	1	1	85	1	341	132	209	111	2	5
うち飲料水兼用	6			6							

(6) 水防倉庫の現況

10 カ所（津村方・入方・領家・森部・大森・南條・中・牧上・牧中・牧下）

○危険物施設一覧

名　　称	住　　所	電話番号
松岡コンクリート工業㈱	西結 1196	62-5007
シーケーコンクリート工業㈱	西結 2345	62-5369
旭石油店	東結 1148	62-5043
岐菱商事㈱結給油店	東結 1006	62-6640
ホテル バリシアン	東結 615-1	62-5539
ホテル 都	東結 615-3	62-7715
ホテル サンエイト	東結 1073-1	62-3328
ミラン㈱	東結 1045	62-6290
ＪＡにしみの安八カントリーエレベーター	北今ヶ渕 1747-1	62-5995
高田建設株式会社	南今ヶ渕 518	64-2045
日昇化成工業㈲	氷取 436	64-3951
富士和商事株式会社営業本部	牧 4521-1	64-2217
有限会社三吉梱包	森部 80	64-2913
株式会社ムロオ岐阜センター平和堂東海センター	森部 1781-1	63-0205
三洋電機㈱岐阜工場	大森 180	64-4615
岐阜日野自動車㈱本社安八営業所	牧 4522-1	64-6888
住友化学㈱大分工場岐阜プラント	牧 3750	64-2099
東栄化工株式会社岐阜工場	牧 4723-1	64-2311
日新蜂蜜株式会社　南條工場	南條 424-1	63-1123
株式会社日生化学工業所	牧 4699－1	64-4140
旭金属工業㈱岐阜安八工場	牧 4851-4	64-5061
日電精密工業㈱安八工場	牧 4660	64-5522
ＪＡにしみの名森支店	南條 1155-1	64-3711
岐阜グリコ乳業㈱	南條 1201	64-2345
帝人フィルムソリューション㈱岐阜事業所	南條 1357	64-5061
坂化学工業㈱	南條 1294	64-6488
此花運輸株式会社岐阜支所	中 1516-1	058-246-3625
安八温泉保養センター安八健康ふれあいドーム	中須 202-1	64-5533
あすわ苑老人福祉施設事業組合	中須 410-1	64-5505
安八町勤労青少年ホーム	東結 1561	62-6655
安八町立牧小学校	牧 2927	64-3257
安八町中央公民館	南今ヶ渕 400	64-4342
安八町保健センター	南今ヶ渕 375	64-3775
ホテル 花はな	東結 1903-1	64-6447
㈱富士和商事	大明神 398-1	64-4196
新犀川排水機場	森部地先	64-2130
サンライズ長良	森部 1875	64-2328

○災害危険地域一覧

(1) 警戒区域

河川の等級	河川名	堤　　防　　区　　域	堤防延長
一級河川	長良川	右岸（森部一色橋上流 200m 地点から 輪之内町輪中堤まで）	4.9 km
一級河川	揖斐川	左岸（樽見鉄道金橋上流 200m 地点から 輪之内町輪中堤まで）	8.6 km
一級河川	犀　川	右岸（森部一色橋上流 200m 地点から 犀川排水機場まで）	0.7 km
計			14.2 km

(2) 水防上特に注意を要する箇所

河川名	注意度	左右岸の区分	地先名	延長（m）	摘要（水防工法）
長良川	要注意	右	輪之内町楡俣～安八町南條	1,010	旧川跡
	要注意	右	安八町大森	190	旧川跡
	要注意	右	安八町大森	100	破堤跡
	要注意	右	安八町大森～安八町森部	1,470	旧川跡
	要注意	右	安八町森部～大垣市墨俣町上宿	1,240	旧川跡
	B	左右	安八町中	—	桁下不足 名神長良川橋
	B	左右	安八町大森	—	桁下不足 新幹線長良川橋
	B	左右	安八町大森	—	桁下不足 羽島大橋
	B	右	安八町大森	330	断面不足
	B	右	安八町大森	290	断面不足
	B	右	安八町森部	230	断面不足
揖斐川	重点	左	安八町牧～大垣市平町	120	堤防断面 漏水 旧川跡
	重点	左	安八町領家	250	堤防断面 漏水 旧川跡
	要注意	左	安八町牧	1,200	旧川跡
	要注意	左	安八町牧	450	旧川跡
	要注意	左	安八町牧	180	旧川跡
	要注意	左	安八町大明神	1,370	旧川跡
	要注意	左	安八町西結	70	H26.3 築堤
	要注意	左	安八町西結	240	旧川跡
	要注意	左	安八町西結	860	旧川跡
	要注意	左	安八町西結	180	旧川跡

河川名	注意度	左右岸の区分	地先名	延長（m）	摘要（水防工法）
揖斐川	B	左右	安八町	—	桁下不足 名神揖斐川橋
	B	左右	安八町	—	桁下不足 大垣大橋
	B	左右	安八町西結	—	桁下不足 揖斐大橋
	B	左	輪之内町福束～安八町牧	780	断面不足
	B	左	輪之内町難波野～安八町牧	820	断面不足
	B	左	安八町牧	230	旧川跡 漏水 履歴有の暫定施工
	B	左	安八町牧	650	法崩すべり 発生する恐れ
	B	左	安八町牧	90	漏水 旧川跡 履歴有の暫定施工
	B	左	安八町牧	145	断面不足
	B	左	安八町牧	190	堤防高 河積不足
	B	左	安八町牧	1,300	漏水 旧川跡 履歴有の暫定施工
	B	左	安八町牧	240	断面不足
	B	左	安八町牧	770	法崩すべり 発生する恐れ
	B	左	安八町牧	60	断面不足
	B	左	大垣市平町～安八町北今ヶ淵	80	断面不足
	B	左	安八町領家	250	漏水 旧川跡 履歴有の暫定施工
	B	左	安八町北今ヶ淵～安八町領家	830	断面不足
	B	左	安八町領家	230	漏水 旧川跡 発生する恐れ 暫定施工
	B	左	安八町領家～安八町中組	400	断面不足
	B	左	安八町中組～安八町町屋	790	河積不足
	B	左	安八町町屋	420	断面不足
	B	左	安八町津村方	360	断面不足

○避難のための立退計画一覧表

水防管理団体名

水防管理者名

河川名	決壊予想位置			戸数（戸）	人数（人）	避難位置			氾らん面積（ha）	決壊通報及び連絡責任者	避難命令責任者	巡視者及び指導者	避難等に使用する自動車等の台数	摘要
	町村	大字	字			町村	大字	字						

○指定緊急避難場所・指定避難所一覧

＜指定緊急避難場所＞

●結地区

番号	地区名	避難場所	所在地
1	津村方	津村方公民館	西結 448
2	町屋	町屋公会堂	西結 335
3	町屋	まちあい公園	西結 931-2
4	上村	受徳寺境内	東結 120
5	上村	上村公民館	東結 116-2
6	入方	入方農業技術センター	東結 778
7	入方	トミダヤ結店北駐車場	東結 199-1
8	入方	東安中学校	東結 952-43
9	中組	覚成寺	西結 701
10	中組	中組集会所	西結 832-1
11	中組	結の郷	西結 1010
12	中組	結小学校グランド西	東結 1065
13	芝原	北部公園多目的グラウンド	東結 1565
14	東蚊塚	東蚊塚公民館	東結 1708-1
15	西蚊塚	道浄公園	西結 1332-1
16	領家	堀組北駐車場	西結 1599-1
17	領家	等流寺境内	西結 1640
18	領家	領家南集会所	西結 2116-1
19	領家	領家コミュニティセンター	西結 2105-1
20	板屋島	板屋島公会堂	西結 2628-2
21	五和野	ふたば保育園	西結 2818

●名森地区

番号	地区名	避難場所	所在地
22	北今ケ渕	横堀集会所	北今ヶ渕 1020
23	北今ケ渕	歴史資料館跡地	西結 2521
24	北今ケ渕	北今ヶ渕公民館	北今ヶ渕 551
25	北今ケ渕	隼人神社遊園地	北今ヶ渕 499-1
26	北今ケ渕	青刈集会所	北今ヶ渕 119-1
27	北今ケ渕	杁ノ戸集会所	北今ヶ渕 1722
28	南今ケ渕	南今ヶ渕墓地	南今ヶ渕 1219
29	南今ケ渕	教順寺東広場	南今ヶ渕 124
30	南今ケ渕	南今ヶ渕白髭神社境内	南今ヶ渕 10
31	南今ケ渕	中筋ごみ集積所付近	南今ヶ渕 539
32	南今ケ渕	川西公園	北今ヶ渕 248-2
33	森部	山之神神社境内	森部 3690-1

34	森　　部	一色集会所	森部 626
35	森　　部	表寺内大県神社境内	森部 750
36	森　　部	下屋敷金峯神社境内	森部 633-2
37	森　　部	八幡神社境内	森部 881-1
38	森　　部	下河原秋葉神社	森部 1066-1
39	森　　部	下河原西集積所	森部 1558-2
40	森　　部	山中ジェネラルクリニック	森部 1870-1
41	大　　森	名木林神社境内	大森 224
42	大　　森	大森社宮神社境内	大森 380
43	中　　須	安八温泉保養センター	中須 202
44	大 明 神	名森小学校	大明神 40
45	氷　　取	通性寺境内	氷取 70
46	氷　　取	氷取白髭神社境内	氷取 867 西
47	城	キャッスルパーク	城 2 丁目 965-1
48	城	城体験学習館	城 1 丁目 59
49	外 善 光	外善光御鍬神社境内	外善光 3396
50	大　　野	大野公民館	大野 196
51	大　　野	登龍中学校	大野 333
52	大　　野	総合体育館	大野 343
53	善　　光	善光公民館	善光 115-1
54	南　　條	ＪＡ西美濃名森支店	南條 1155-1
55	南　　條	南條白髭神社境内	南條 308
56	南　　條	南條消防車庫前広場	南條 727-1
57	中	東組待避所	中 35-2
58	中	中白髭神社境内	中 1471
59	中	西組ごみ集積所付近	中 213-1

●牧地区

番号	地　区　名	避　　難　　場　　所	所　　在　　地
60	牧	もくせい団地東遊園地	牧 86-7
61	牧	上組集会所	牧 3213-1
62	牧	伊富神社境内	牧 1114-14
63	牧	円長寺	牧 1386
64	牧	牧保育園	牧 1511
65	牧	牧農業構造改善センター	牧 2917
66	牧	ＪＡ西美濃牧支店	牧 3530
67	牧	稲荷神社境内	牧 1720-2
68	牧	天王神社境内	牧 1877-33
69	牧	金森義光宅東広場	牧 1877-6
70	牧	下一番組ごみ集積所	牧 2891-7
71	牧	牧小学校	牧 2977-27

※「防災拠点位置図」では、番号を青丸白文字で表示

＜指定避難所＞

番号	地　区　名	避　難　場　所	所　在　地	電話番号
1	東結 1	勤労青少年ホーム（芝原）	東結 1561	62-6655
2	東結 2	東安中学校（入方）	東結 952-43	62-5408
3	西結 1	結小学校（中組）	西結 1065	62-5481
4	名森 1	名森小学校（大明神）	大明神 40	64-2016
5	名森 2	登龍中学校（大野）	大野 333	64-2032
6	名森 3	総合体育館（大野）	大野 343	64-5585
7	牧	牧小学校（牧）	牧 2977-27	64-3257

※「防災拠点位置図」では、番号を赤丸黒文字で表示

＜福祉避難所（要配慮者受入れ施設）＞

番号	施　設　名　称	所　　在　　地
1	ハートピア安八	氷取 30
2	安八温泉保養センター	中須 202
3	中央公民館	南今ヶ渕 400

※「防災拠点位置図」では、番号を紫四角白文字で表示

＜防災拠点位置図＞

凡　例	
指定緊急避難場所	
指定避難所（避難受入れ施設）	
福祉避難所（要配慮者受入れ施設）	
防災拠点	
消防署	
交番	
消防団詰所	
医療機関	
臨時ヘリポート	
（物資）緊急集積場	
備蓄施設	
水防倉庫	
防災・無線スピーカー	
緊急輸送道路	
避難道路	
インターチェンジ	IC
町境	

指定緊急避難場所

【結地区】

番号	地区名	避難場所
1	津村方	津村方公民館
2	町屋	町屋公会堂
3	町屋	まちあい公園
4	上村	受徳寺境内
5	上村	上村公民館
6	入方	入方農業技術センター
7	入方	トミダヤ結店北駐車場
8	入方	東安中学校
9	中組	覚成寺
10	中組	中組集会所
11	中組	結の郷
12	中組	結小学校グランド西
13	芝原	北部公園多目的グラウンド
14	東蚊塚	東蚊塚公民館
15	西蚊塚	道浄公園
16	領家	堀組北駐車場
17	領家	等流寺境内
18	領家	領家南集会所
19	領家	領家コミュニティセンター
20	板屋島	板屋島公会堂
21	五和野	ふたば保育園

【名森地区】

番号	地区名	避難場所
22	北今ケ渕	横堀集会所
23	北今ケ渕	歴史資料館跡地
24	北今ケ渕	北今ヶ渕公民館
25	北今ケ渕	隼人神社遊園地
26	北今ケ渕	青刈集会所
27	北今ケ渕	杁ノ戸集会所
28	南今ケ渕	南今ヶ渕墓地
29	南今ケ渕	教順寺東広場
30	南今ケ渕	南今ヶ渕白髭神社境内
31	南今ケ渕	中筋ごみ集積所付近
32	南今ケ渕	川西公園
33	森部	山之神神社境内
34	森部	一色集会所
35	森部	表寺内大県神社境内
36	森部	下屋敷金峯神社境内
37	森部	八幡神社境内
38	森部	下河原秋葉神社
39	森部	下河原西集積所
40	森部	山中ジェネラルクリニック
41	大森	名木林神社境内
42	大森	大森社宮神社境内
43	中須	安八温泉保養センター
44	大明神	名森小学校
45	氷取	通性寺境内
46	氷取	氷取白髭神社境内
47	城	キャッスルパーク
48	城	城体験学習館
49	外善光	外善光御鍬神社境内
50	大野	大野公民館
51	大野	登龍中学校
52	大野	総合体育館
53	善光	善光公民館
54	南條	JA西美濃名森支店
55	南條	南條白髭神社境内
56	南條	南條消防車庫前広場
57	中	東組待避所
58	中	中白髭神社境内
59	中	西組ごみ集積所付近

指定避難所（避難受入れ施設）

番号	地区名	避難場所	最大収容人数	電話番号	階数
1	東結1	勤労青少年ホーム	300	0584-62-6655	2階
2	東結2	東安中学校	2,511	0584-62-5408	4階
3	西結	結小学校	1,431	0584-62-5481	3階
4	名森1	名森小学校	2,107	0584-64-2016	3階
5	名森2	登龍中学校	2,190	0584-64-2032	3階
6	名森3	総合体育館	775	0584-64-5585	3階
7	牧	牧小学校	1,141	0584-64-3257	3階

福祉避難所（要配慮者受入れ施設）

番号	施設名	所在地	電話番号
1	ハートピア安八	氷取30	0584-63-1515
2	安八温泉保養センター	中須202	0584-64-5533
3	中央公民館	南今ヶ渕400	0584-64-4343

【牧地区】

番号	地区名	避難場所
60	牧	もくせい団地東遊園地
61	牧	上組集会所
62	牧	伊富神社境内
63	牧	円長寺
64	牧	牧保育園
65	牧	牧農業構造改善センター
66	牧	JA西美濃牧支店
67	牧	稲荷神社境内
68	牧	天王神社境内
69	牧	金森義光宅東広場
70	牧	下一番組ごみ集積所
71	牧	牧小学校

注：総合運動公園野球場は自衛隊の臨時ヘリポート

安八町主要医療機関

医療機関名	所在地	電話番号
安八診療所	南今ヶ渕270-2	0584－64－3616
石田医院	氷取739	0584－64－2012
いちはら皮フ科クリニック	南條695-1	0584－64－5557
岩田内科クリニック	森部1383-1	0584－63－0038
おおくま内科クリニック	東結1520－1	0584－61－1215
にわ整形外科	東結1509－1	0584－62－7811
山中ジェネラルクリニック	森部1870-1	0584－63－2333
吉田医院	城1－6	0584－64－3800
あべ歯科医院	牧3309	0584－64－6487
あんどう歯科	西結2782-4	0584－62－6480
いまい歯科	東結1514－1	0584－62－3130
川合歯科	南今ヶ渕507	0584－64－4478
かわせ歯科	南今ヶ渕570－2	0584－63－1898
しらき歯科クリニック	東結481-1	0584－62－6677

安八町医療機関類似施設

医療機関名	所在地	電話番号
安八接骨院	城2－18	0584－64－4215
小川接骨院	東結884	0584－62－3072
片野接骨院	南今ヶ渕408－1	0584－64－3288
たじま接骨院	森部1276-1	0584－64－2295
ふるさわ接骨院	東結225-1	0584－62－3941
むすぶ接骨院	西結1324－3	0584－62－5952
やまだ接骨院	森部1023	0584－64－2498
羽生はり・マッサージ院	東結952-45	0584－62－3089

安八町獣医療施設

医療機関名	所在地	電話番号
むすび葉動物病院	東結946-5	0584－76－1908

0　500　1,000　2,000m

○米穀小売業者一覧

小　売　業　者　名	所　在　地	電話番号
高田商店	氷取 62	64－2005
浅井商店	牧 1407	64－2177
ＪＡ西美濃結支店	東結 1200	62－5148
葛山精米所	西結 648	62－5477
ハイショップヤスイ	森部 1321－2	64－3209
ＪＡ西美濃米販売所	南條 1155－1	64－3711
前田精米所	氷取 853－1	64－2128
トミダヤ結店	東結 1100	62－7744
トライアルスーパー安八店	大明神 187-1	63-0020
コスモス薬品安八店	大明神 251-1	63-0170

○安八町指定水道工事業者一覧

事　業　者　名	所　在　地	電話番号
㈱丹羽住設	東結 1177	62－5235
新幸ホーム㈱	森部 2541	62－6296
㈲結水道	西結 1054	62－5186
鍛治兼設備	牧 1407	64－2893
㈱安田住設	森部 1052	64－2686
ナガラ設備工業	南條 255-2	64－5887
豊栄設備	北今ケ渕 495-8	64－5184
㈲安八工業所	中 1498	64－2263
㈱テクノス	善光 90-2	63－0312
㈱マエダ設備機器	城 1-38	64－4708
㈱ＳＫＩＬＬ．Ｋ	大森 413-2	47-8361

○安八町医療機関一覧

名　　称	所　在　地	電話番号
安八診療所	南今ヶ渕 270-2	64－3616
石田医院	氷取 739	64－2012
いちはら皮フ科クリニック	南條 695-1	64－5557
岩田内科クリニック	森部 1383-1	63－0038
おおくま内科クリニック	東結 1520－1	61－1215
にわ整形外科	東結 1509－1	62－7811
山中ジェネラルクリニック	森部 1870-1	63－2333
吉田医院	城 1－6	64－3800
あべ歯科医院	牧 3309	64－6487
あんどう歯科	西結 2782-4	62－6480
いまい歯科	東結 1514－1	62－3130
川合歯科	南今ヶ渕 507	64－4478
かわせ歯科	南今ヶ渕 570－2	63－1898
しらき歯科クリニック	東結 481-1	62－6677

○安八町医療機関類似施設一覧

名　　称	所　在　地	電話番号
安八接骨院	城 2－18	64－4215
小川接骨院	東結 884	62－3072
片野接骨院	南今ヶ渕 408－1	64－3288
たじま接骨院	森部 1276-1	64－2295
ふるさわ接骨院	東結 225-1	62－3941
むすぶ接骨院	西結 1324－3	62－5952
やまだ接骨院	森部 1023	64－2498
羽生はり・マッサージ院	東結 952-45	62－3089

○安八町獣医療機関一覧

名　　称	所　在　地	電話番号
むすび葉動物病院	東結 946-5	76-1908

○要配慮者利用施設一覧

区分	施設名	住所	電話番号
医療施設	山中ジェネラルクリニック	森部 1870－1	63-2333
福祉施設	特別養護老人ホーム　サンライズ長良	森部 1875－1	64-2328
	特別養護老人ホーム　あすわ苑	中須 410－1	64-5505
	いろは	大森 265－1	47-8136
	安八町社会就労センターひかりの里	中須 407	64-6533
	げんき	大森 420-2	090-1622-5678
	デイサービスセンターすみれ草	南今ヶ渕 270-2	64-3616
	グループホームまき	牧 127－1	63-0123
	結保育園	西結 1060	62-5245
	牧保育園	牧 1511	64-2047
	南條保育園	中 889	64-2048
	森部保育園	森部 2055-1	64-2050
	中央保育園	中須 230	64-3475
	安八町立あすなろの園	中須 230	63-0222
	ふたば保育園	西結 2818	62-6905
	結保育園（子育て支援センターたんぽぽ）	西結 1060	62-7885
	中央保育園（子育て支援センターひまわり）	中須 230	63-0555
教育施設	安八町立結小学校	西結 1065	62-5481
	安八町立名森小学校	大明神 40	64-2016
	安八町立牧小学校	牧 2927	64-3257
	安八町立登龍中学校	大野 333	64-2032
	大垣市安八町組合立東安中学校	東結 952-43	62-5408

○災害時における医療救護活動に必要な医薬品等の供給に関する手引き

1　医薬品の確保

町本部は、医薬品、医療器具、衛生材料等（以下「医薬品」という。）を確保するため次の事項を実施する。

ア　町本部は、病院等から医薬品等の調達の要請を受けた場合は、管内の病院、医薬品卸売業者、医薬品製造業者等と連絡をとり、医薬品等を確保する。

イ　町本部は、管内で医薬品等の調達ができないときは、別紙１により県災害対策支部（保健班）（以下「支部」という。）に調達を依頼する。

（別紙１）

医薬品等調達要請書

第　　号

平成　　年　　月　　日

発信時刻　午前・午後　　時　　分

岐阜県災害対策本部長　様

安八町災害対策本部長

医薬品等の調達を下記のとおり申請する。

記

1　医薬品等を必要とする病院等

(1) 名　称

(2) 所在地

(3) 代表者

2　必要とする医薬品等

品　　名	規格等	数　　量	備　　考

3　輸送方法等

(1) 場所

(2) 輸送方法

(3) 受領者

ア　所属　　イ　職名　　ウ　氏名

［医療品等確保系統図］

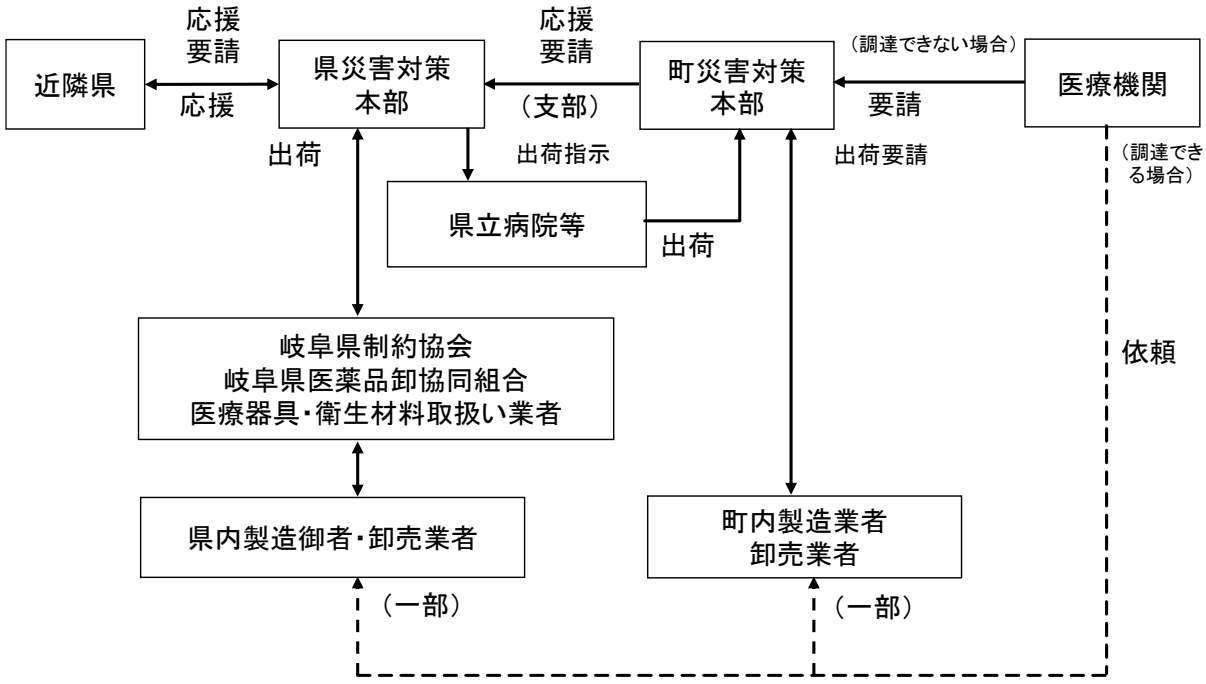

［注］１　確保要請等の手続等は８に定める手続に準ずる。

２　医療機関における救助等に当たって医薬品等の確保ができない場合もこの手続に準ずる。

○防災関係機関の連絡先一覧

(1) 県の機関

機　関　名	所　在　地	電話番号
岐阜県防災課	岐阜市薮田南 2－1－1	(058) 272－1125
西濃県事務所	大垣市江崎町 422－3	(0584) 73－1111
大垣土木事務所		
西濃保健所		
大垣警察署	大垣市江崎町 422－10	(0584) 78－0110
安八交番	大森 108	64－2014

(2) 消防機関

機　関　名	所　在　地	電話番号
大垣消防組合消防本部	大垣市外野 3 丁目 20－2	(0584) 87－0119
大垣消防組合中消防署東分署	西結 2778－1	62－6819

(3) 指定地方行政機関

機　関　名	所　在　地	電話番号
東海農政局岐阜支局	岐阜市中鶉 2－26	(058) 271－4044
岐阜地方気象台	岐阜市加納二之丸 6	(058) 271－4109
結郵便局	東結 1430－1	62－5942
名森郵便局	氷取 84－2	64－3990

(4) 自衛隊

機　関　名	所　在　地	電話番号
陸上自衛隊 第 35 普通科連隊第 3 科	名古屋市守山区守山 3－12－1	(052) 791－2191 (内線 461)
航空自衛隊小牧基地 防衛部運用班	小牧市春日寺１－１	(0568) 76－2191 (内線 432)
航空自衛隊岐阜基地 第２補給処	各務原市那加官有地無番地	(058) 382－1101 (内線 2314)

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

機　関　名	所　在　地	電話番号
西日本電信電話㈱ 岐阜支店	岐阜市梅ケ枝町2－31 ＮＴＴ梅ケ枝ビル	(058) 269－9556
日本赤十字社 岐阜県支部安八分区	南今ヶ渕400	47－7704
中部電力㈱ 大垣営業所	大垣市南高橋町2－25	(0584) 81－8126
名阪近鉄バス㈱ 岐阜支店	大垣市内原2－186	(0584) 89－7525

(6) 医師会等

機　関　名	所　在　地	電話番号
安八郡医師会 西脇病院	安八郡輪之内町下大博新田430-1	(0584) 69－5070
安八歯科医師会 河合歯科医院	安八郡神戸町大字神戸159－2	(0584) 27－2216
大垣薬剤師会	岐阜県大垣市郭町1-80-5　2F	(0584) 78－6666

(7) 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機　関　名	所　在　地	電話番号
西美濃農業協同組合 名森支店	南條1155－1	64－3311
〃 結支店	東結1200	62－5148
〃 牧支店	牧3530	64－2006
安八町社会福祉協議会	南今ヶ渕400	47－7704
安八町商工会館	氷取159－1	64－4811
特別養護老人ホーム あすわ苑	中須410－1	64－5505
大垣衛生施設組合	大垣市荒川町852	(0584) 91－6559
西濃環境整備組合	揖斐郡大野町大字下座倉1375－1	(0585) 32－4153
西南濃粗大廃棄物 処理組合	養老郡養老町有尾字下池663	(0584) 37－2103

○岐阜県災害救助法施行細則（別表第１）

〔昭和35年８月１日
規則第67号〕

改正　平成28年４月１日規則第41号

＜救助の程度、方法及び期間＞

一　避難所及び応急仮設住宅の供与

１　避難所の供与

(一)避難所の供与は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に対して、必要に応じて行う。

(二)避難所は、学校、公民館等既存建物を利用するものとする。ただし、これらの適当な建物がないときは、仮小屋の設置又は天幕の設営により避難所とすることができる。

(三)避難所のため支出する費用は、賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物又は器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。

ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とする者に供与する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。

(１)基本額

避難所設置費　一人一日につき三二〇円

(２)加算額

冬季（十月から三月まで）については別に定める額を加算する。

(四)避難所の開設期間は、災害発生の日から七日以内とする。

２　応急仮設住宅の供与

(一)応急仮設住宅の供与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する家がない者であって、自己の資力により住宅を得ることができないものに対して、必要に応じて行う。

(二)応急仮設住宅の一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、二百六十六万円以内とする。

(三)応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができることとし、一施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定める。

(四)老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設を応急仮設住宅として設置することができる。

(五)応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらを供与することができる。

(六)応急仮設住宅は、災害発生の日から二十日以内に建築に着工するものとする。

(七)応急仮設住宅の供与期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとする。

二　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

1　炊き出しによる食品の給与

(一)炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により炊事ができない者及び被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行う。

(二)炊き出しその他による食品の給与は、罹災者が直ちに食べることのできる現物によるものとする。

(三)炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、主食費、副食費、燃料費等とし、一人一日につき千百十円以内とする。

(四)罹災者が一時縁故地等へ避難する場合は、三日分以内の炊き出しその他の食品の供与を行う。

(五)炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から七日以内とする。

2　飲料水の供給

(一)飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることのできない者に対して行う。

(二)飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費、薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

(三)飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から七日以内とする。

三　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

1　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）により生活上必要な家財を亡失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

2　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、おおむね次の品目の範囲内において現物をもって行う。

(一)被服、寝具及び身のまわり品

(二)日用品

(三)炊事用具及び食器

(四)光熱材料

3　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施するため支出する費用は、次の額の範囲内とする。

(一)住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯の区分 季別	1　人 世　帯	2　人 世　帯	3　人 世　帯	4　人 世　帯	5　人 世　帯	5人を超える世帯
夏季 4月から 9月まで	18,400 円	23,700 円	34,900 円	41,800 円	53,000 円	50,000 円に5人を超え1人増すごとに7,800円を加算した額
冬季 10月から 3月まで	30,400 円	39,500 円	55,000 円	64,300 円	80,900 円	80,900 円に5人を超え1人増すごとに11,100円を加算した額

(二)住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯の区分 季別	1　人 世　帯	2　人 世　帯	3　人 世　帯	4　人 世　帯	5　人 世　帯	5人を超える世帯
夏季 4月から 9月まで	6,000 円	8,100 円	12,100 円	14,700 円	18,600 円	18,600 円に5人を超え1人増すごとに2,600円を加算した額
冬季 10月から 3月まで	9,800 円	12,700 円	18,000 円	21,400 円	27,000 円	27,000 円に5人を超え1人増すごとに3,500円を加算した額

(三)(一)及び(二)の季別は、災害発生の日をもって決定するものとする。

4　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

四　医療及び助産の給付

1　医療の給付

(一)医療の給付は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に行う。

(二)医療の給付は、救護班が行うものとする。ただし、急迫した事情のためやむを得ない場合は、一般の病院若しくは診療所又は施術者（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師並びに柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。）において行うことができる。

(三)医療の給付は、次の範囲内において行う。

(1)診察

イ　薬剤又は治療材料の給与

ロ　処置、手術その他の治療及び施術

ハ　病院又は診療所への収容

(2)看護

(四)医療の給付のため支出する費用は、救護班による場合にあっては使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、一般の病院又は診療所による場合にあっては国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合にあっては協定料金の額以内とする。

(五)医療の給付を実施する期間は、災害発生の日から十四日以内とする。

2　助産の給付

(一)助産の給付は、災害発生の日の以前又は以後七日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者に対して行う。

(二)助産の給付は、次の範囲内において行う。

(1)分べんの介助

(2)分べん前及び分べん後の処置

(3)脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の給与

(三)助産の給付のため支出する費用は、救護班による場合にあっては使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合にあっては慣行料金の八割以内の額とする。

(四)助産の給付を実施する期間は、分べんの日から七日以内とする。

五　被災者の救出

1　被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出することによって行う。

2　被災者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出に必要な機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

3　被災者の救出の期間は、災害発生の日から三日以内とする。

六　被災した住宅の応急修理

1　住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、若しくは半焼し、自己の資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

2　住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理費用は、一世帯当たり五十七万六千円以内とする。ただし、同一住家に二以上の世帯が居住している場合における費用は、一世帯当たりの限度額の範囲内とする。

3　住宅の応急修理は、災害発生の日から一月以内に完成する。

七　生業に必要な資金の貸与

1　生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、生業の手段を失った世帯に対して必要に応じて行う。

2　生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込み確実な具体的事業計画があり、かつ、償還能力のある者に対して貸与する。

3　生業に必要な資金の貸与額は、次の範囲内の額とする。

(一)生業費　一件につき　三〇、〇〇〇円

(二)就職支度費　一件につき　一五、〇〇〇円

4　生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一月以内に完了しなければならない。

5　生業に必要な資金の貸与条件は、次のとおりとする。

(一)貸与期間　二年以内

(二)利子　無し

八　学用品の給与

1　学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を亡失し、又はき損したため就学上支障のある小学校の児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校の生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等の生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。

2　学用品の給与は、被害の実情に応じて、次の品目の範囲内において行う。

(一)教科書

(二)文房具

(三)通学用品

3　学用品の給与を実施するため支出する費用は、次の額の範囲内とする。

(一)教科書

(1)小学校の児童及び中学校の生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2)高等学校等の生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(二)文房具及び通学用品

小学校児童　一人につき　四、三〇〇円以内

中学校生徒　一人につき　四、六〇〇円以内

高等学校等生徒　一人につき　五、〇〇〇円以内

4　学用品の給与は、災害発生の日から教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内に完了しなければならない。

九　埋葬

1　死体の埋葬は、災害の際死亡した者について、応急的に行う。

2　埋葬は、次の範囲内において、次のものを支給することにより行う。

(一)棺（付属品を含む。）

(二)埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

(三)骨つぼ及び骨箱

3　埋葬のため支出する費用は、一体につき十二歳以上の者は二十一万四百円以内とし、十二歳未満の者は十六万八千三百円以内とする。

4　埋葬は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

十　死体の捜索及び処理

1　死体の捜索

(一)死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者について行う。

(二)死体の捜索のため支出する費用は、舟艇その他捜索に必要な機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(三)死体の捜索は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

2　死体の処理

(一)死体の処理（埋葬を除く。）は、災害の際死亡した者について行う。

(二)死体の処理は、次の事項について行う。

（1）死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

（2）死体の一時保存

（3）検案

(三)検案は、原則として救護班が行う。

(四)死体の処理のため支出する費用は、次に掲げるところによる。

（1）死体の洗浄、縫合、消毒等

一体につき三千四百円以内

（2）死体の一時保存

イ　既存建物を利用する場合にあっては当該建物の通常の借上費、既存建物を利用しない場合にあっては一体につき五千三百円以内

ロ　死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費

（３）救護班以外の者の検案

当該地域の慣行料金の額以内

(五)死体の処理は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

十一　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

１　障害物の除去は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に障害物が運びこまれている場合又は敷地に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にある場合に自己の資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。

２　障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他の除去に必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり十三万四千八百円以内とする。ただし、同一住家に二以上の世帯が居住している場合における費用は、一世帯当たりの限度額の範囲内とする。

３　障害物の除去は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

十二　応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

１　応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。

(一)被災者の避難

(二)医療及び助産

(三)災害にかかった者の救出

(四)飲料水の供給

(五)死体の捜索

(六)死体の処理（埋葬を除く。）

(七)救済用物資の整理配分

２　応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

３　応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇入れの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。

○安八町防災会議条例

〔昭和 38 年８月１日
条例第 17 号〕

改正　昭和 39 年３月 27 日条例第 14 号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第６項の規定に基づき、安八町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1)　安八町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2)　町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3)　前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。

(4)　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

２　会長は、町長をもつて充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

５　委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

(1)　岐阜県警察の警察官のうちから町長が任命する者

(2)　町長がその部内の職員のうちから指名する者

(3)　教育長

(4)　消防団長

(5)　指定公共機関又は指定地方公共機関のうちから町長が任命する者

(6)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

６　前項第１号､第２号、第５号及び第６号の委員の定数は、それぞれ１人、６人、３人及び３人以内とする。

７　第５項第５号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、岐阜県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第５条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が、防災会議にはかつて定める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（昭和 39 年条例第 14 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（平成 12 年条例第１号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成 12 年４月１日から施行する。

付　則（平成 24 年条例第７号）

この条例は、公布の日から施行する。

○安八町水防協議会条例

〔昭和 52 年５月 30 日
条例第 10 号〕

（設置）

第１条　水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 26 条第１項の規定により、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため安八町水防協議会（以下「水防協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　水防協議会は、水防計画その他重要な事項を調査審議するとともに、水防に関し関係機関に対し意見を述べることができる。

（組織等）

第３条　水防協議会は、会長１人及び委員 20 人以内で組織する。

２　会長は、町長をもって充てる。

３　委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 町議会議員

(2) 水防に関係ある団体の関係者

(3) 学識経験のある者

４　前項第１号の委員は、議長、副議長及び各常任委員長をもってあてる。

５　会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、前条第４項に規定する委員が議長、副議長及び常任委員長の職を辞したとき、又は前条第３項第２号に規定する委員が水防に関係ある団体の関係者でなくなったときは委員の職を失う。

２　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

（会議の招集）

第５条　会長は会議を招集し、その議長となる。

（会議）

第６条　水防協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

２　水防協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（その他）

第７条　この条例に定めるもののほか、水防協議会に関し必要な事項は会長が定める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

付　則(平成 12 年条例第１号)抄

（施行期日）

１　この条例は、平成 12 年４月１日から施行する。

○安八町災害対策本部条例

［昭和37年11月1日
条例第11号］

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の２第８項の規定に基づき、安八町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（雑則）

第４条　前３条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（平成24年条例第８号）

この条例は、公布の日から施行する。

○自衛防災隊設置規約

（目的）

第１条　自衛防災隊は地域の連帯と相互扶助の精神に基づいて、平時から防災意識の高揚を図るとともに安八町が行う地震、風水害等の災害応急業務に協力し、平和で豊かな安八町の建設に寄与することを目的とする。

（防災区域）

第２条　自衛防災隊の防災区域は安八町一円とする。

２　水防については安八町に関係のある長良川、揖斐川、犀川並びに桜堤防とし、区域内を次のように分けるものとする。

①　揖斐川堤防……旧国道より北部（瑞穂市境）及び桜堤防

②　〃　……①より大垣～一宮線

③　〃　……②より旧牧渡船場

④　〃　……③より輪之内町輪中堤

⑤　長良川堤防……大垣～一宮線より北部（墨俣町境）

⑥　〃　……⑤より南條交差点

⑦　〃　……⑥より輪之内町輪中堤

（選任及び組織）

第３条　自衛防災員は安八町に在住する 18 歳以上の男子で（防災関係機関の職員は除く）地区より選任された者とする。

２　前項の自衛防災員に区長を含むものとする。

３　次の地域ごとに防災隊及び班を組織し、前条第２項に定める水防区域の水防業務を分任する。

名　　称		地　域　区　分　及　び　地　区　定　数	人員	区域
第一防災隊	第１班	津村方＜６＞　町屋＜６＞　中組＜10＞　芝原＜18＞	40	①
	第２班	入方＜24＞　上村＜８＞	32	①
	第３班	領家＜10＞　西蚊塚＜６＞　東蚊塚＜６＞ 板屋島＜５＞　五和野＜６＞	33	②
第二防災隊	第１班	氷取＜15＞　中須＜４＞　大明神＜４＞ 大野＜６＞　帝人＜２＞	31	③
	第２班	北今ケ渕＜20＞　南今ケ渕＜15＞	35	③
	第３班	森部＜28＞　大森＜８＞	36	⑤

第三防災隊	第１班	牧＜41＞	41	④
	第２班	南條＜17＞　外善光＜３＞　善光＜３＞	23	⑥
	第３班	中＜13＞	13	⑦

（事業）

第４条　自衛防災隊は第１条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 防災活動の応援

(2) 町が行う総合防災訓練に参加し防災技術の修得と防災意識の高揚を図る。

(3) その他目的達成に必要な事項

（役員及び任期）

第５条　各防災隊に次の役員をおく。

防　災　隊　長　　１名

防 災 副 隊 長　　若干名

班　　長　　若干名

２　役員及びその他の自衛防災員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

（役員の任務）

第６条　防災隊は災害対策本部長（町長）の命を受けその分担業務を掌理し、所属の防災員を指揮監督する。班長は防災隊長を補佐し防災隊長に事故ある時はその職務を代行する。

（経費）

第７条　防災隊の経費は、助成金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

（規約の改正）

第８条　規約の改正は、災害対策本部長（町長）及び役員の協議により、改正するものとする。

附　則

１　この規約は昭和 62 年４月１日から施行する。

２　昭和 52 年４月１日施行の自衛水防員設置規約は廃止する。

附　則

１　この規約は、公布の日から施行する。

○安八町災害時応援協定一覧

種別	協定締結先	協定施行 (締結)日	名　　称
施設利用協定	医療法人　祥仁会　安八診療所 山中ジェネラルクリニック 特別擁護老人ホーム　サンライズ長良 認知症対応型共同生活介護　グループホームまき	平成 26 年 10 月 1 日	災害時における避難者受入れに関する覚書
救急救護協定	安八郡医師会	平成 14 年 12 月 25 日	災害時の医療救護に関する協定書
	大垣市民病院	平成 15 年 4 月 1 日	災害時の救護病院に関する協定書
	県医療品商業組合 大垣支部	平成 15 年 5 月 1 日	災害時における医療救護に必要な医薬品等の供給等に関する協定書
物資協定	西美濃農業協同組合	平成 15 年 2 月 12 日	災害時における物資供給に関する協定書
	(株)ユタカファーマシー	平成 19 年 2 月 28 日	災害時における生活必需物資の供給に関する協定書
	㈱アペックス	平成 26 年 9 月 1 日	災害時における提供協力に関する協定書
	㈱オークワ	平成 29 年 1 月 18 日	災害救助物資の緊急調達等に関する協定
燃料等供給協定	県石油商業組合 西濃支部	平成 15 年 2 月 17 日	災害時における燃料等の確保に関する協定書
	県エルピーガス協会 西南濃支部	平成 15 年 2 月 10 日	災害時におけるＬＰガスの供給に関する協定書
放送・情報伝達協定	(株)岐阜放送	平成 15 年 2 月 14 日	災害時における放送に関する協定書
	国土交通省 中部地方整備局長	平成 23 年 3 月 2 日	災害時の情報交換に関する協定

	西日本電信電話㈱岐阜支店	平成 28 年 12 月 1 日	特設公衆電話の設置等に関する覚書
災害復旧協定	安八工業所 鍛冶兼設備 新幸ホーム(株) 西濃さく泉 (株)丹羽住設 結水道設備 安田屋住設部 坂工務店	平成 15 年 2 月 21 日	災害時における応急復旧の応援に関する協定書
	安建会	平成 15 年 2 月 20 日	災害時における応急対策に関する協定書
	(社)岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士会	平成 18 年 10 月 30 日	災害時の応援業務に関する基本協定
	安八郡管工事設備組合	平成 20 年 4 月 17 日	災害時における水道施設の応急復旧の協力に関する協定書
	西濃電気工事協同組合	平成 21 年 3 月 27 日	災害時における応急対策活動に関する協定書
	中部電気保安協会岐阜支店	平成 24 年 6 月 14 日	災害時における電気の保安に関する協定書
	岐阜県瓦葺組合大垣・安八支部	平成 28 年 12 月 13 日	災害時における応急対策活動に関する協定書
	メタウォーター㈱ 営業本部中日本営業部	平成 29 年 8 月 1 日	災害時における応急対策の協力に関する協定書 （下水道処理施設）
ボランティア協定	登龍中学校生徒会	平成 19 年 2 月 23 日	ボランティア協力に関する協定書
消防相互応援協定	大垣市 輪之内町 神戸町	昭和 42 年 3 月 1 日	消防相互応援協定書
	岐阜県 県内市町村	平成 3 年 4 月 1 日	岐阜県広域消防相互応援協定

	岐阜市他沿線 15 市 岐南町他沿線 8 町 白川村 大垣消防組合他	平成 21 年 3 月 2 日	岐阜県内の高速道路等における消防相互応援協定
災害時応援協定	岐阜県 県内市町村	平成 6 年 3 月 28 日	岐阜県防災ヘリコプター応援協定
	安建会	平成 16 年 2 月 1 日	災害時の応援協力に関する協定書
	帝人デュポン フィルム(株)	平成 19 年 4 月 2 日	緊急支援用大型テント使用に関する協定書
	墨俣郵便局 結郵便局 名森郵便局	平成 25 年 10 月 4 日	災害支援協力に関する覚書
災害時相互応援協定	岐阜県県内市町村	平成 9 年 4 月 1 日	岐阜県水道災害相互応援協定
	岐阜県内市町村	平成 10 年 3 月 30 日	岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書
	福井県福井市 （旧越廼村）	平成 15 年 2 月 17 日	災害時における相互応援協定書
	大垣市、海津市 養老町、神戸町 輪之内町、大野町	平成 27 年 2 月 10 日	西濃地域における越境避難に関する協定書
	養老町、垂井町 関ケ原町、神戸町 輪之内町	平成 29 年 5 月 9 日	西南濃町村会地域災害時相互応援協定書
	名森郵便局 結郵便局 大垣郵便局	平成 29 年 10 月 5 日	災害発生時における安八町と安八町内郵便局の協力に関する協定